

県民コメント(閲覧用・配布用資料)

【意見募集期間】

令和7年10月15日(水)～令和7年11月15日(土)

※詳細については、添付の「意見募集案内」を御覧ください。

埼玉県農林水産業振興基本計画 (令和8年度～令和12年度) (案)



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

目 次

序章 はじめに	1
1 基本計画策定のねらい	1
2 策定の根拠	1
3 目標年度	1
4 基本計画の構成	1
第Ⅰ章 埼玉農林水産業・農山村の姿	3
1 農林水産物の供給・消費	3
2 農業	6
3 林業	16
4 水産業	22
5 農山村	23
第Ⅱ章 農林水産業・農山村をめぐる潮流	26
1 国際的な食料需要の増加、食料生産、供給の不安定化	26
2 国内市場の縮小と消費者ニーズの変化	26
3 生産資材価格の高騰	27
4 木材需要の拡大と人工林の本格的な利用期の到来	27
5 農林水産業の未来を担うイノベーション	28
6 農林漁業者の減少・高齢化	28
7 気候変動、自然災害への対応	28
8 SDG s の取組への対応（SDG s の推進）	29
第Ⅲ章 本計画が目指す将来像	30
将来像を実現するための指標	32
第Ⅳ章 取組の展開方向	33
1 基本的な考え方	33
2 ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進	35
3 イノベーションの促進	49
4 優良農地の確保及び有効利用	52
5 生産基盤の整備	54
6 経営力の向上と多様な担い手の育成及び確保	56

7	災害等のリスクへの対応	61
8	農山村振興と住民の多様な関わり創出	64
9	環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮	70
第Ⅴ章 計画の推進に当たって		74
1	県民参加の取組の必要性と役割分担	74
2	計画の実効性の確保	76
SDGs の目指す 17 ゴールと埼玉県農林水産業振興基本計画の施策		77

序章 はじめに

1 基本計画策定のねらい

農林水産業・農山村は、消費者に信頼される良質な食料や木材などの供給に加え、県土の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承、保健休養・やすらぎ等の多面的機能を通じて、県民の豊かな暮らしに寄与しています。また、食品産業、観光業等とも結び付き、地域経済に活力をもたらすなど重要な役割を担っています。

現在、農林水産業・農山村を取り巻く環境は、人口減少、環境負荷低減の取組の重要性の高まり、生産資材価格の高騰、気候変動や自然災害等のリスクの顕在化、先端技術の発展など、めまぐるしく変化しており、様々な課題に直面する一方、本県の地理的優位性や追い風を生かすべき機会も生まれています。

本県においては、埼玉県農林水産業振興条例（平成29年埼玉県条例第14号。以下「条例」という。）に定められた基本理念に基づき、農林水産業の振興に取り組んでいます。

本計画は、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、本県の農林水産業・農山村の将来像を示し、これを実現するための取組の展開方向及び取組の進捗を測るための指標等を明らかにするために定めるものです。

2 策定の根拠

条例第7条第1項に規定する基本計画として策定します。

3 目標年度

目標年度は、令和12年度とします。

4 基本計画の構成

【第Ⅰ章】 埼玉農林水産業・農山村の姿

本県の農林水産業・農山村の現状を、農林水産物の供給・消費、農業、林業、水産業及び農山村という5つの切り口から示しています。

【第Ⅱ章】 農林水産業・農山村をめぐる潮流

農林水産業・農山村をめぐる8つの潮流をとらえ、課題を整理しています。

【第Ⅲ章】 本計画が目指す将来像

基本計画が目指す将来像を、4つの基本理念に即して示しています。

【第Ⅳ章】 取組の展開方向

第Ⅲ章で示した将来像の実現に向けた施策を、8つの大柱で整理しています。各大柱は、小柱と目指す方向により構成されています。

【第Ⅴ章】 計画の推進に当たって

基本計画の推進に当たって、県、市町村、農林漁業団体、農林漁業者、関連産業

の事業者・団体、県民それぞれの役割と、基本計画の実効性の確保に係る方針を示しています。

第Ⅰ章 埼玉農林水産業・農山村の姿

1 農林水産物の供給・消費

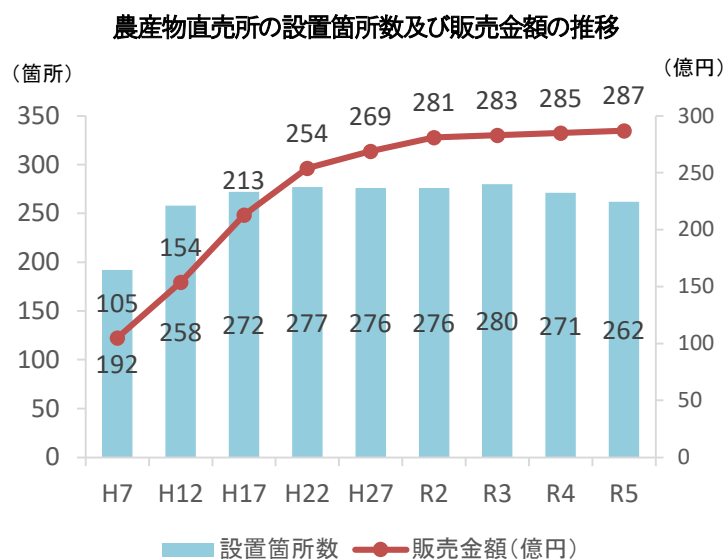
(1) 農林水産業を取り巻く市場

本県の農林水産業を取り巻く環境の大きな特徴は、生産現場の近隣に大消費地があることです。本県の人口は全国第5位の733万人（令和6年10月）であり、本県を含む首都圏の人口は、日本の人口の35.8%を占める4,436万人（令和6年10月）です。このような立地条件が本県の農林水産業の「地の利」であり、また、大消費地の需要をいかに取り込むかが、農林水産業の振興における課題となっています。

(2) 地産地消

県内の多くの消費者の需要を地産地消により取り込むため、県産農産物については、「近いがうまい埼玉産」をキャッチフレーズに、様々な取組が行われています。

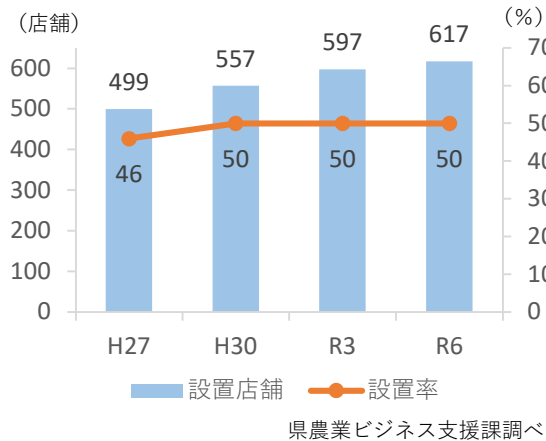
県内には、有人の農産物直売所が262か所設置されており、その販売金額は287億円で本県の農業産出額の17.5%に相当します（令和5年度）。農産物直売所の箇所数及び販売金額は、農産物直売所が新設される一方で、消費者ニーズに対応した幅広い商品が提供できるよう農産物直売所の大型化に向けた統廃合が進んだことなどに伴い、近年はほぼ横ばいで推移しています。



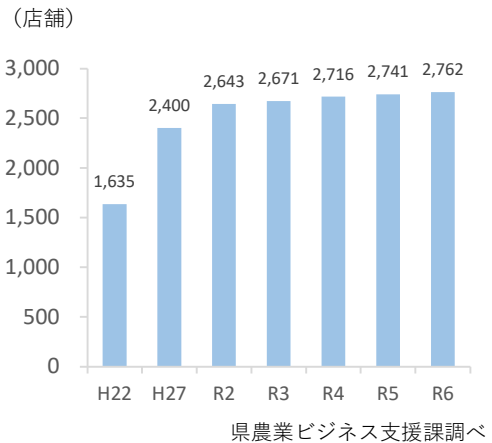
県農業ビジネス支援課調べ

また、量販店等への県産農産物コーナーの設置、県産農産物を積極的に取り扱う県産農産物サポート店の登録等を推進しており、県産農産物コーナーは617店舗（令和6年度）に設置され、県産農産物サポート店は2,762店舗（令和6年度）が登録されています。

県産農産物コーナー設置店舗数・設置率の推移



県産農産物サポート店の推移



県産木材については、県及び県内全ての市町村で木材利用方針が策定され、公共施設での木造化・木質化が進められています。また、民間において、県産木材を60%以上使用した住宅戸数は、令和元年度から令和6年度までの6年間で1,110戸増加しています。

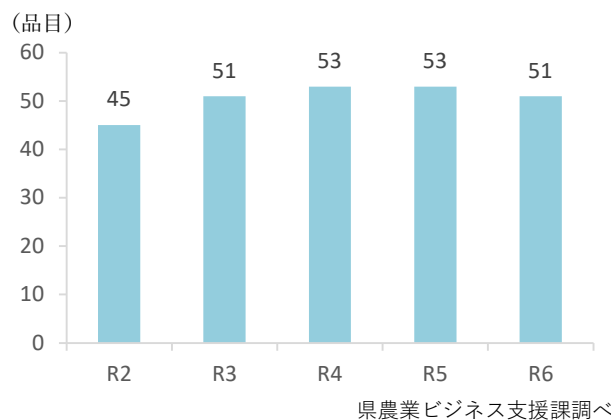
(3) 農林水産業の関連産業との連携

本県の食料品製造業出荷額は、全国第2位の2兆1,405億円（令和5年）であり、本県は全国有数の「食品産業立地県」です。

この強みを生かし、本県では、食品産業等の実需者と契約栽培取引を行い、品目、品種や規格に係る実需者ニーズに対応した生産を行う産地づくりに取り組んでいます。このような産地は、令和3年度から令和6年度の4年間で、27地区育成されています。

また、農産物の加工等を行うことで高付加価値化につなげる観点から、農商工連携や食品産業と連携した6次産業化にも取り組んでおり、6次産業化については過去5年間平均で50品目以上の農産加工品が開発されています。

6次産業化により開発された農産加工品数



(4) 食品の安全確保と消費者の信頼確保

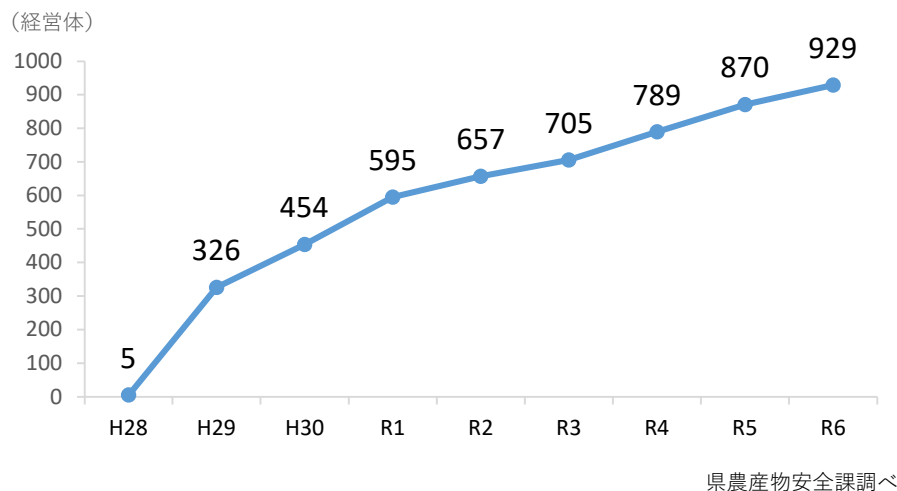
消費者が安全な食品を安心して消費できるようにするためには、生産・流通段階におけ

る食品の安全確保や、適切な食品表示と情報提供を通じた消費者の信頼確保が重要です。

本県では、農産物の安全性をより高めるため、耕種農業においては、生産・流通段階での安全性のチェックや農業生産工程管理（GAP）の取組を推進しています。平成26年度に県が策定したS-GAPの取組を進める農場評価制度により、令和6年度までに929農場を「S-GAP実践農場」として評価しました。

畜産においては、彩の国畜産物生産ガイドラインを作成し、動物用医薬品の適正使用など適切な飼養衛生管理を推進しています。

県が評価したS-GAP 実践農場を持つ経営体数の推移



また、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図るため、食品表示調査員による店頭調査を毎年2,000件以上行っており、令和6年度においては、適正な表示をしていた店舗の割合は99.7%となっています。

適正表示率の推移

年度	R3	R4	R5	R6
調査件数(件)	2033	2019	2063	2035
適正表示率(%)	99.4	99.5	99.9	99.7

(注)食品表示調査員から提供された情報のうち
適正な表示をしていた店舗の割合

県農産物安全課調べ

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響を確認するため、県産農林水産物に対する放射性物質の分析調査を行うとともに、その結果を公表することにより、風評被害の防止を図っています。令和6年度には22品目、50検体の農林水産物を調査したところ、全てが基準値を下回っています。

近くに大消費地があり、また、「食品産業立地県」であるという「地の利」を生かし、地産地消や食品産業との連携による需要の取り込みや高付加価値化を展開してきており、これを一層推進していく必要があります。

また、S-GAPの取組については、食品表示の適正化を図る取組等と合わせて継続し、引き続き、県産農林水産物の安全性への信頼確保を図っていくことが重要です。

2 農業

(1) 農産物の生産

本県では、冬期の日照時間が長く、温暖な気候条件を生かすとともに、秩父などの山間地から中央部の丘陵地、東部や南部の低地まで変化に富んだ地勢に合った特色ある地域農業が展開され、野菜、米、畜産、花き、果樹、茶など多彩な農産物が生産されています。

県北部

低地：米、小麦、大麦
野菜（ねぎ、ほうれんそう、やまといも）
台地：野菜（ブロッコリー、きゅうり、なす）
花き
畜産（肉用牛、豚、鶏、鶏卵）

県東部

米、小麦、大麦
野菜（きゅうり、いちご、こまつな）
果樹（いちじく、梨）
水産物（ホンモロコ、ナマス）

秩父

野菜（きゅうり、いちご）
果樹（ぶどう）
特産物（しゃくし菜、こんにやく）
林産物（しいたけ）



県西部

野菜（さといも、ほうれんそう、えだまめ、かぶ、さつまいも）
茶

県南中央部

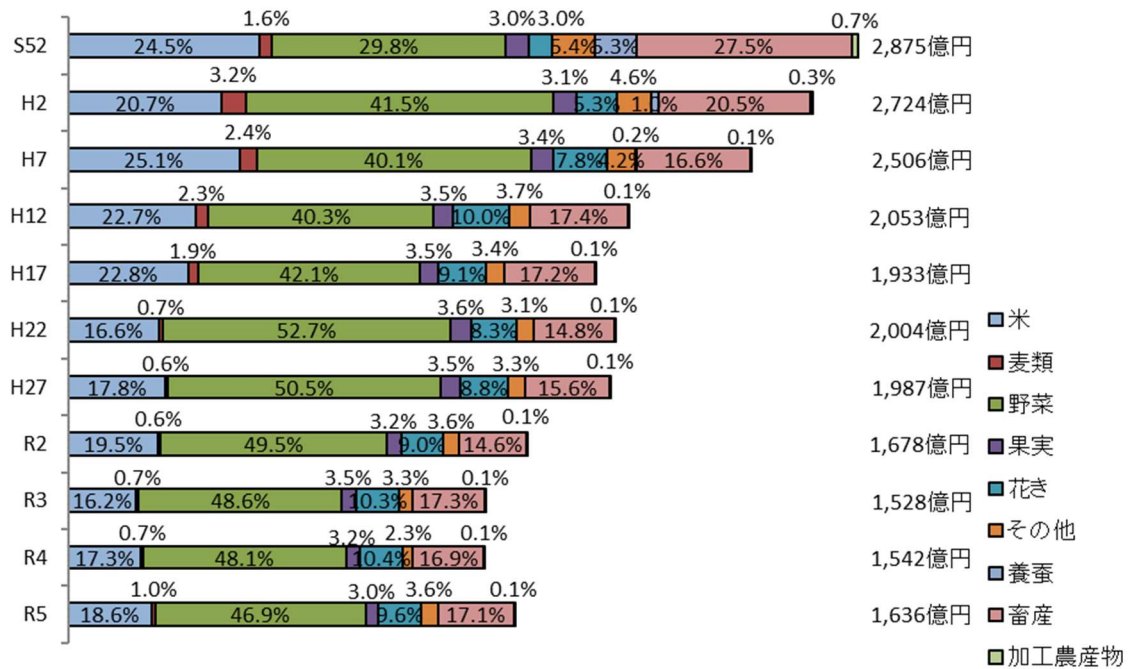
野菜（こまつな、くわい、トマト、ヨーロッパ野菜）
果樹（梨、ぶどう）
花植木

本県の農業産出額（＊）は、昭和52年の2,875億円をピークとして、平成12年から平成29年までは2,000億円前後、令和元年からは1,600億円前後で推移し、令和5年は1,636億円で全国第22位となっています。長期的な減少要因としては、担い手の減少等による生産量の低下が考えられます。一方で、全国の農業産出額は、昭和59年をピークとして長期的には減少していますが、本県で下落が見られた平成29年以降の数年間にはほぼ横ばいで推移しています。

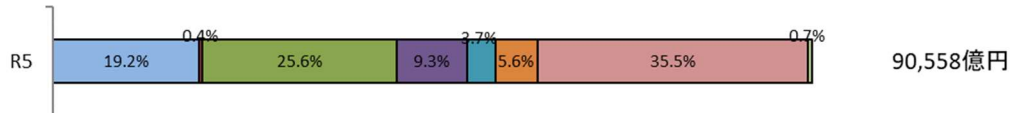
本県の農業産出額の内訳は、令和5年では野菜が46.9%、米が18.6%、畜産が17.1%、花きが9.6%を占め、全国平均と比較すると野菜が占める割合の高さが顕著です（全国の野菜の割合は25.6%）。

＊ 品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先販売価格（農業経営体が出荷した時点の消費税を含む価格。市場手数料等の諸経費を含まない。）を乗じて求めたもの。

本県の農業産出額の推移



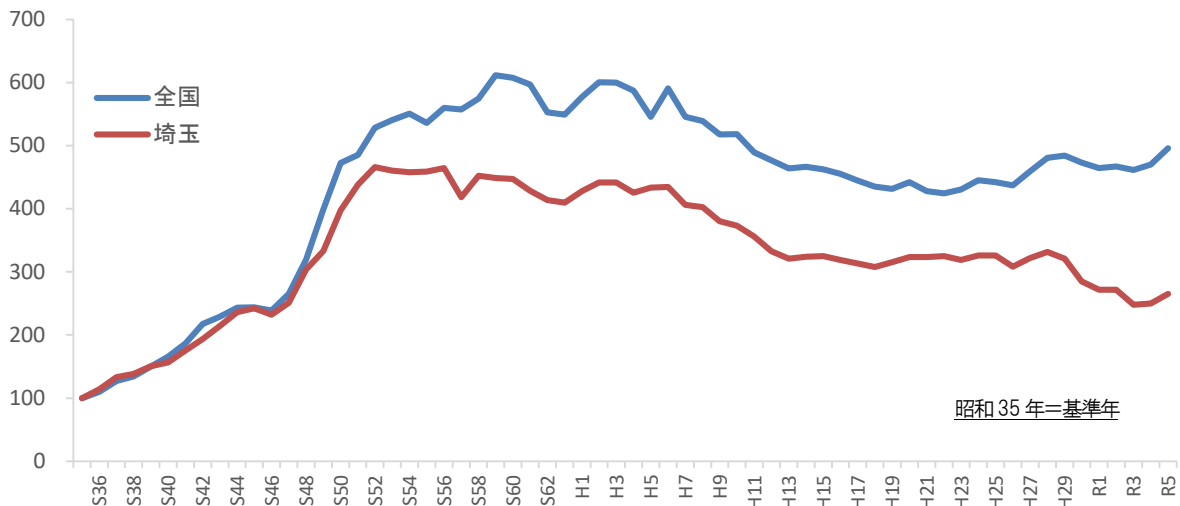
全国の農業産出額



農林水産省「生産農業所得統計」

※ 四捨五入により、それぞれの割合の計が100%にならない。

全国及び本県における農業産出額の長期的推移(基準年=100)



農林水産省「生産農業所得統計」

本県の主力である野菜は、さといも、ねぎ、ほうれんそう、こまつななど多くの品目において全国トップクラスの産出額を誇っており、野菜全体の産出額は768億円で、全国第8位となっています(令和5年)。

また、パンジー、ゆり、洋ラン等の花き生産も盛んで、その産出額は157億円で全国第7位となっているほか、小麦、茶等も全国有数の地位にあります(令和5年)。

一方、米や畜産も野菜と並ぶ本県農業の基幹部門であり、県で育成した米の品種や、付加価値の高い特色あるブランド畜産物の生産が行われています。産出額は、米が305億円、畜産が280億円となっています（令和5年）。

本県の主な分野別産出額(令和5年)

品目	総額	米	野菜	果実	花き	畜産
産出額	1,636億円	305億円	768億円	49億円	157億円	280億円

農林水産省「生産農業所得統計」

本県の品目別産出額の全国順位(令和5年)

	さといも	ねぎ	ほうれんそう	こまつな	かぶ	ゆり	はくさい	きゅうり	えだまめ	ブロッコリー	チンゲンサイ	非結球つげな	みつば
1位	埼玉	埼玉	群馬	茨城	千葉	新潟	長野	宮崎	群馬	北海道	茨城	長野	千葉
2位	宮崎	茨城	埼玉	埼玉	埼玉	高知	茨城	群馬	千葉	香川	静岡	山梨	茨城
3位	千葉	千葉	茨城	福岡	青森	埼玉	長崎	福島	山形	長野	群馬	広島	愛知
4位	愛媛	大分	岐阜	東京	滋賀	北海道	埼玉	埼玉	埼玉	徳島	愛知	愛知	静岡
5位	鹿児島	北海道	千葉	群馬	京都	宮崎	群馬	千葉	北海道	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉

農林水産省「生産農業所得統計」

近年、農業者の高齢化や一経営体当たりの経営規模の拡大が進む中(本章第2(2)、(3)も参照)、先端技術により生産現場の課題解決を図るスマート農業など、技術的なイノベーションにつながる取組が進んでいます。具体的には、施設園芸における統合環境制御装置、土地利用型農業における農業用ドローン、畜産における哺乳ロボットなどが導入されてきています。

本県農業においては、災害等のリスクが顕在化してきています。

本県では、農業経営に特に影響があると認められる災害について、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和52年埼玉県条例第14号）によって「特別災害」として指定し、特別災害の損害を受けた農業者に対し経営の安定を図る措置を講じています。令和4年の大雨及び降ひょう、令和5年及び令和6年の高温はいずれも特別災害として指定されており、毎年のように農作物、農業用施設、農業基盤等が天災により脅かされています。

また、令和3年度以降、毎年冬季には鳥インフルエンザが発生しており、令和6年度には約2,500羽の家きんを殺処分することになりました。

令和6年及び令和7年には、それまで絶滅危惧ⅠA類に指定されていたイネカメムシを含む斑点米カメムシ類が多数発生し、注意報を発令する事態となっています。

さらに、農業用ため池のうち、決壊により浸水が想定される区域に住宅や公共施設等が存在し、周辺の区域に被害を及ぼす恐れがある「防災重点農業用ため池」が県内に245か所存在し、防災・減災対策が急がれます。

農業は気候変動の影響を受けやすい産業である一方で、環境へ負荷を与えている一面もあります。農業の持続可能性を確保するためには、環境負荷低減の取組の拡大が重要です。

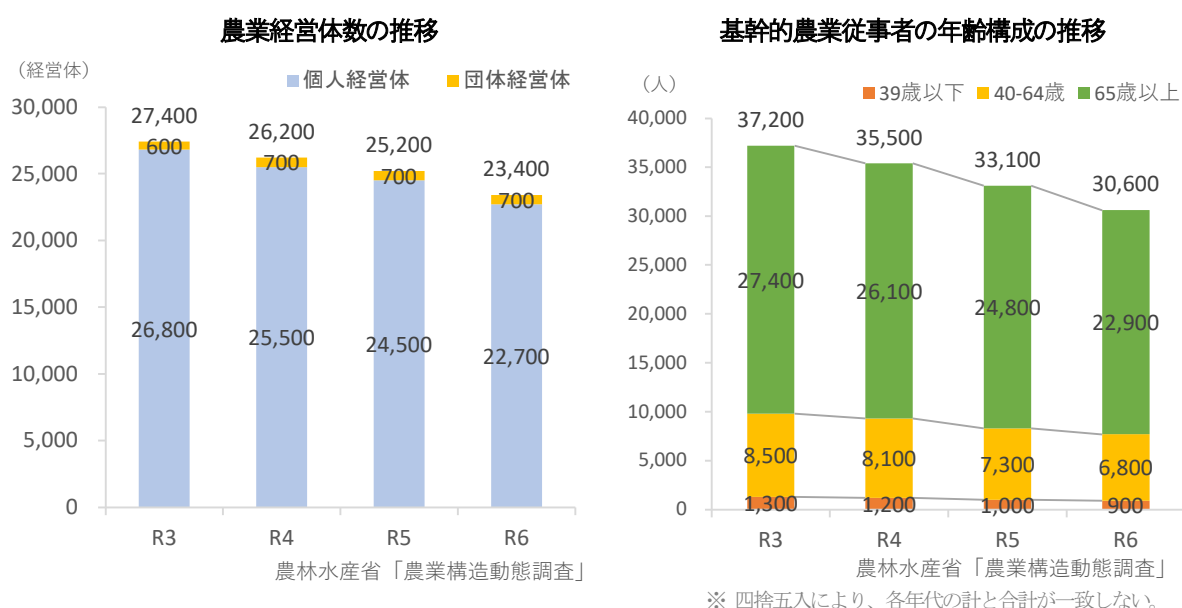
本県では、令和5年に埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画を策定し、化学肥料・化学農薬の使用量削減や温室効果ガスの排出量削減に関する栽培技術の研究の実施、有機農産物等の環境負荷が低い栽培方法により生産された農産物のPR、農業分野における環

境負荷低減の取組の優良事例を対象とした表彰等を実施しています。

(2) 担い手

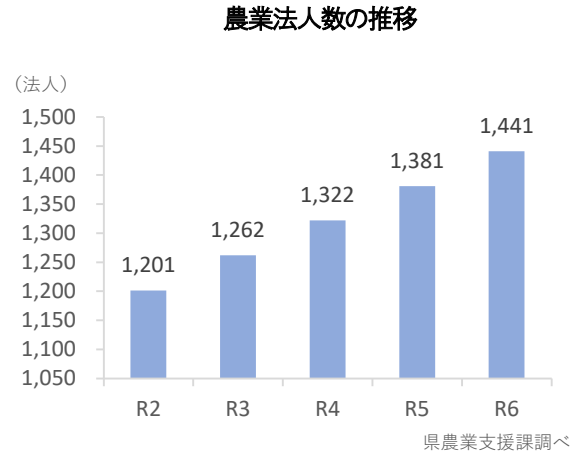
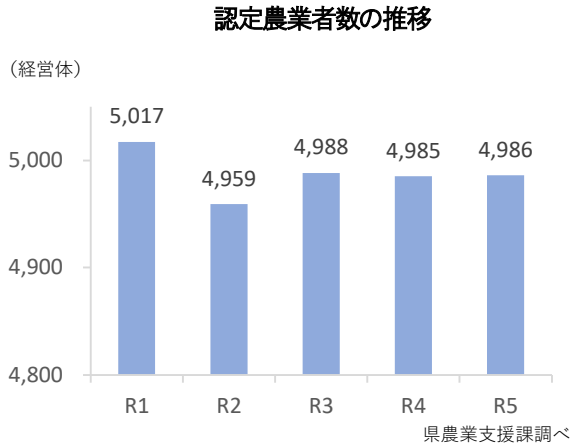
本県の農業経営体数は23,400経営体であり、このうち個人経営体は22,700経営体、団体経営体は700経営体です（令和6年）。また、個人経営体における農業従事者数は51,500人で、このうち基幹的農業従事者は30,600人です（令和6年）。団体経営体数を除くいずれも、減少が続いています。

基幹的農業従事者の年齢構成は、65歳以上の割合が74.8%（全国は71.7%）、39歳以下の割合は2.9%（全国は4.5%）であり、高齢者の割合が大きい状況です（令和6年）。



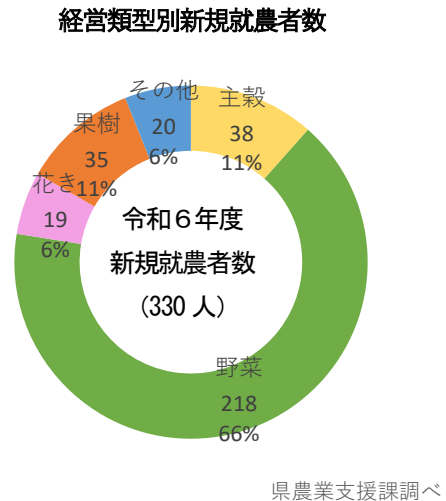
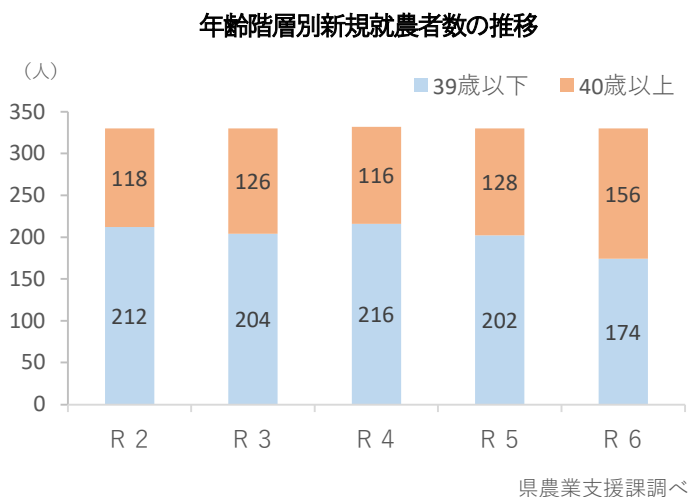
農業者が減少する中で、農業の競争力や持続性を確保するためには、効率的かつ安定的な農業経営が拡大することが重要です。このため、本県では認定農業者への支援や農業経営の法人化に取り組んでいます。

こうした取組の結果、地域農業の担い手である認定農業者は、4,986経営体となっています（令和5年度）。また、農業法人は、令和6年度に1,441法人となり、令和元年度から27.7%増加しています。



また、農業を担う新たな人材を確保するため、本県では、就農相談窓口や休日就農相談会、就農希望地で実践的な就農研修を行う明日の農業担い手育成塾などの就農支援を行っています。

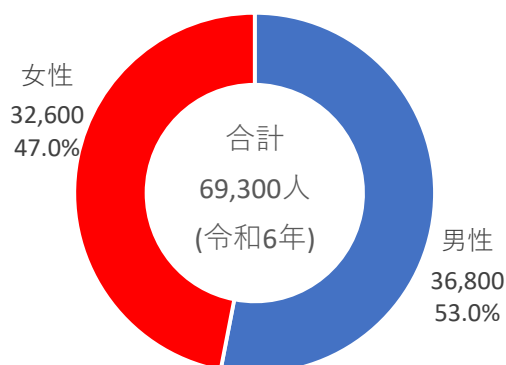
こうした取組の結果、新規就農者数は、平成29年度以降、毎年度300人を上回っており、令和6年度は330人となっています。新規就農者数の年齢構成は例年5～7割程度が39歳以下となっており、経営類型別では野菜が約6～7割となっています。



さらに、本県では、女性や企業など、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍推進に取り組んでいます。

本県の農業経営体（個人経営体）の総世帯員数に占める女性の割合は、令和6年において47.0%（全国は49.1%）です。また、女性農業者が起業した取組事例は231件となっています（令和6年度）。

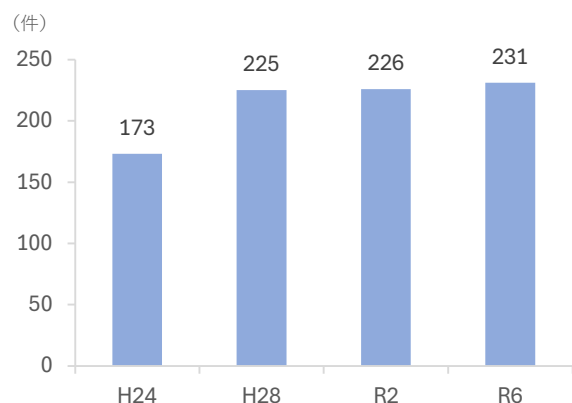
農業経営体総世帯員に占める女性の割合



農林水産省「2020 農林業センサス」

※ 四捨五入により、合計と男女の計が一致しない。

女性農業者の起業数の推移

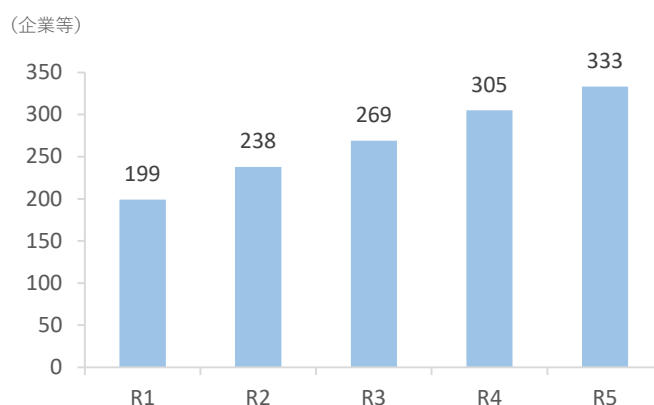


県農業ビジネス支援課・農業支援課調べ

本県に農業参入した株式会社、NPO法人等の数は、農地法の改正により企業等の参入規制が緩和された平成21年以降、累計333企業（382地区）であり、うち7割近くが営農を継続しています（令和5年時点）。

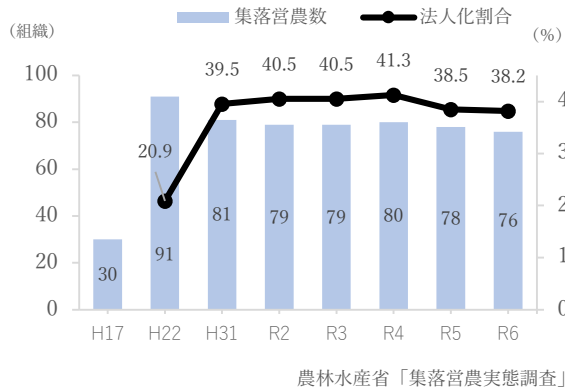
また、第三者経営継承の取組が始まるなど、多様な担い手の確保に向けた新たな動きがあります。地域ぐるみで営農を行う集落営農は、高齢化などにより徐々に減少して令和6年度は76組織となっています。集落営農の集積面積についても令和2年度は3,485haだったところ、令和6年度は3,145haと減少傾向にあります。法人化している組織の割合は38.2%となり、近年は横ばいになっています（令和6年時点）。本県における障害者の農業への就労状況は、令和元年から令和6年にかけて経営体数、就労人数ともに約1.5倍に増加しています。

農業参入した企業等数の推移

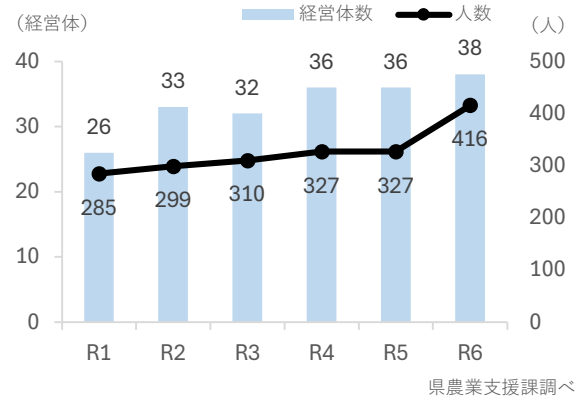


県農業支援課調べ

集落営農数の推移



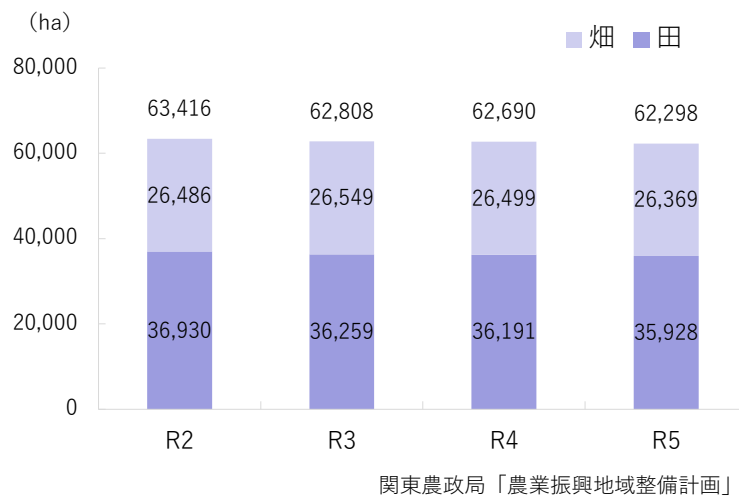
障害者の就労状況



(3) 農地

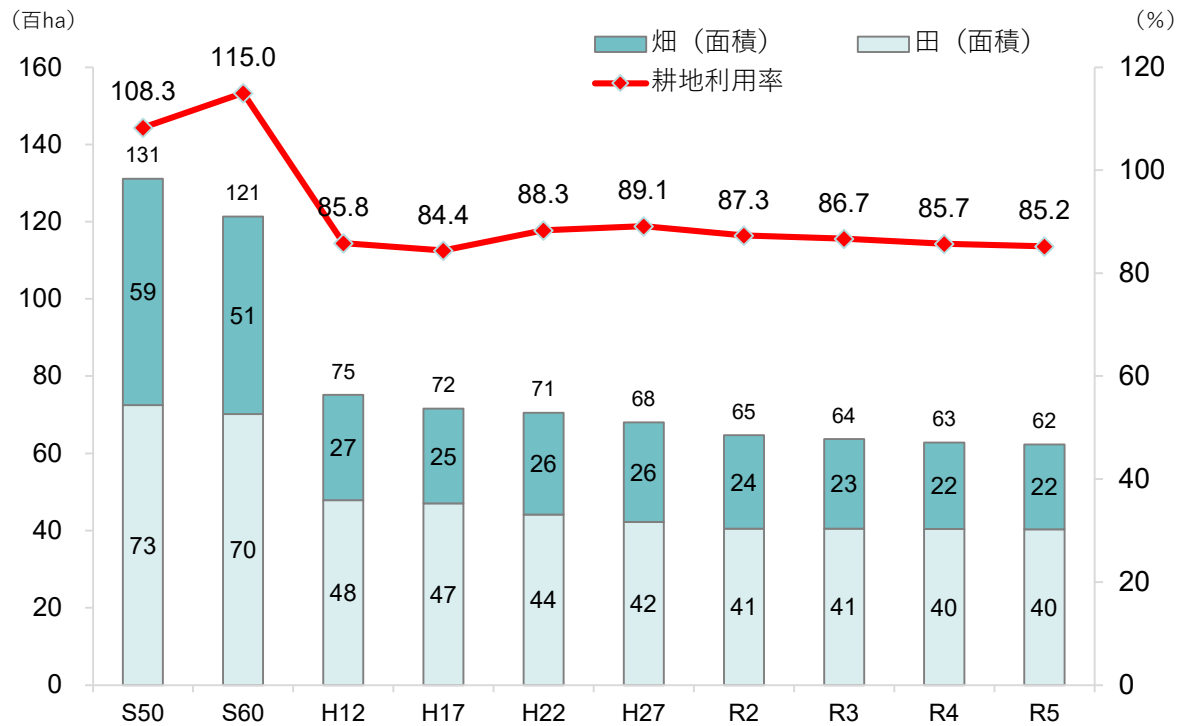
本県の耕地面積は72,700ha（令和6年）であり、県土面積の約2割を占めています。また、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として位置付けている「農業振興地域」における農用地区域内の農地面積は、62,298ha（令和5年）となっています。いずれの数値も、農地転用等に伴い長期にわたり徐々に減少しています。

農用地区域内農地面積の推移



令和5年の作付延べ面積は62,200haで、近年の耕地利用率（耕地面積に対する作付延べ面積の割合）は90%をやや下回る水準で推移しています。

本県の作付延べ面積と耕地利用率の推移



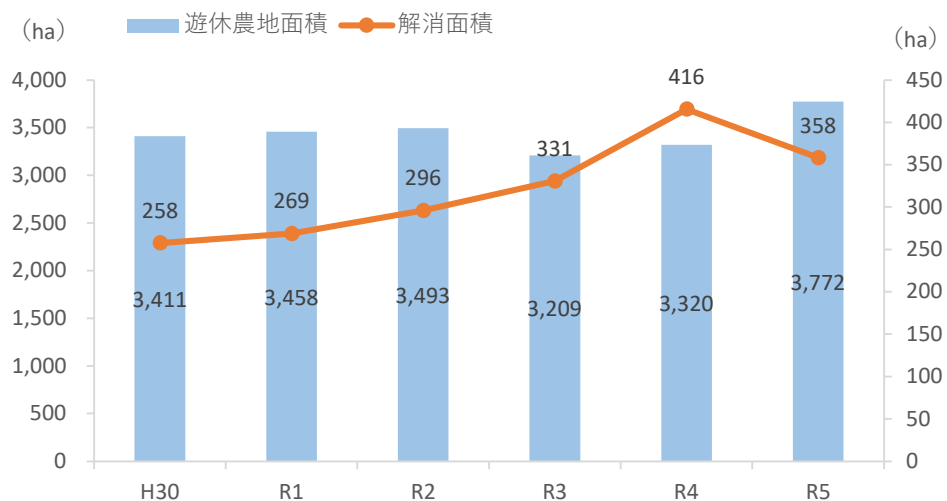
農林水産省「耕地及び作付面積統計」

※ 四捨五入により、畑・田それぞれの値と合計が一致しない。

本県における耕作が行われていない遊休農地面積の解消については、担い手への農地集積等の取組により、近年はおおむね300～400haで推移しており、直近の令和5年は358haと減少しています。

遊休農地面積全体については3,500ha前後で推移しており、直近の令和5年度は3,772haです。

遊休農地面積と解消面積の推移



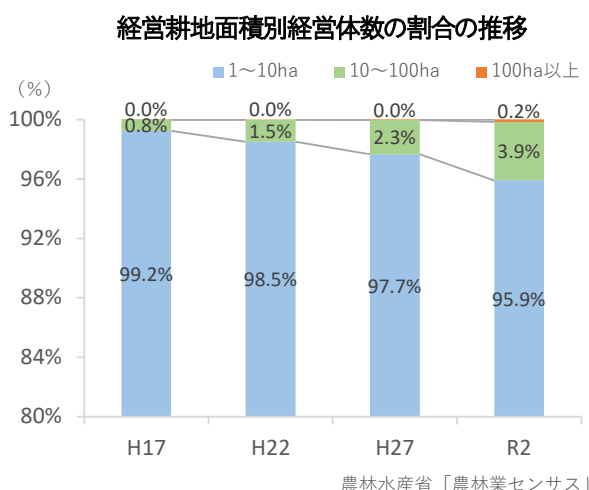
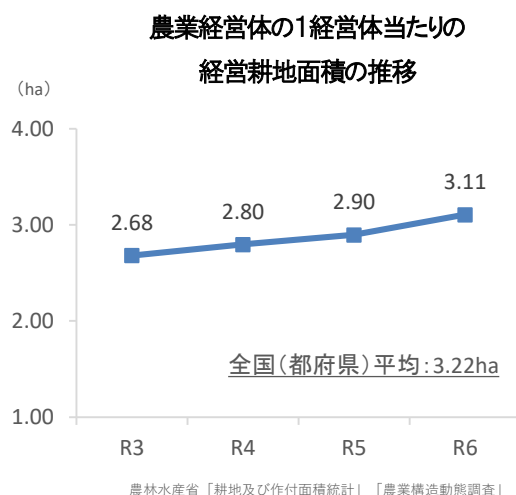
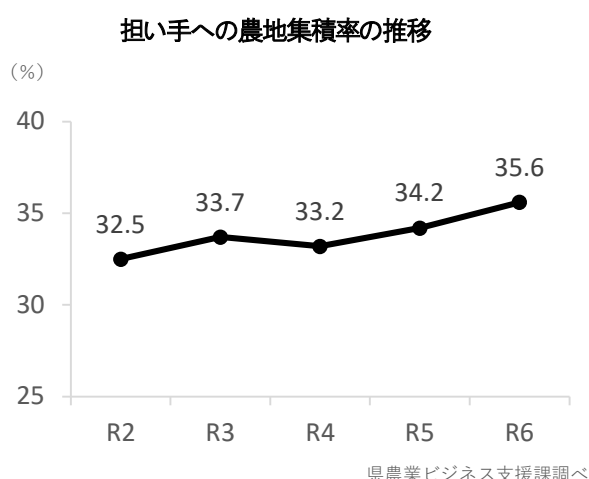
県農業ビジネス支援課調べ

農地の有効利用を図るためには、担い手への農地の集積・集約化が重要です。このため、本県では、将来の目指すべき農地利用の姿を明確化した計画である地域計画に基づいた、農地中間管理事業などを活用した集積・集約化を推進しています。

なお、直近の担い手への農地集積率は35.6%です（令和6年度）。

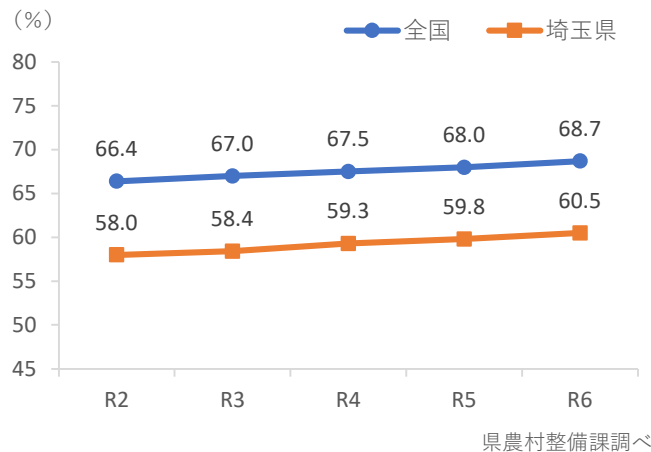
農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は拡大しており、令和6年には令和3年より約16%増加して3.11haとなりましたが、都府県平均（3.22ha）を下回っています。

そのような中でも、本県における5ha以上の経営規模の農業経営体数は平成27年の1,041経営体から令和2年には1,205経営体と増加し、経営規模の拡大は進んでいます。米麦等の土地利用型農業では、経営規模が50ha以上という大規模な農業経営体も活躍しています。100ha以上の経営耕地面積を持つ経営体は、平成22年から令和2年までの10年間で約5倍に増えました。



また、農業の生産性を向上する観点からは、農地の大区画化等を通じて生産コストの削減を進めることが重要です。本県における農用地区域内の農地のうち、30a以上の区画に整備されている水田の整備率は60.5%であり、全国平均の68.7%を下回っています（令和6年度）。

水田整備率(30a 以上区画)の推移



本県の農業においては、全国有数の産出額となる野菜や花きなどを含め、多彩な農産物が生産されています。県全体の農業産出額は、直近では上昇傾向が見られるものの、長期的に見ると全国的には横ばい傾向にあった時期にも減少しており、更なる生産振興が必要です。また、農業の生産振興に資するイノベーションの促進を図るとともに、災害等のリスクに対応するための備えや農業分野における環境負荷低減の取組も重要です。基幹的農業従事者については、長期的に減少や高齢化が進んでいます。また、集落営農数やその集積面積は減少傾向にあり、地域農業を支える基盤の脆弱化が懸念されます。一方、規模の大きい団体経営体は増加傾向にあるとともに、農福連携の取組もみられます。

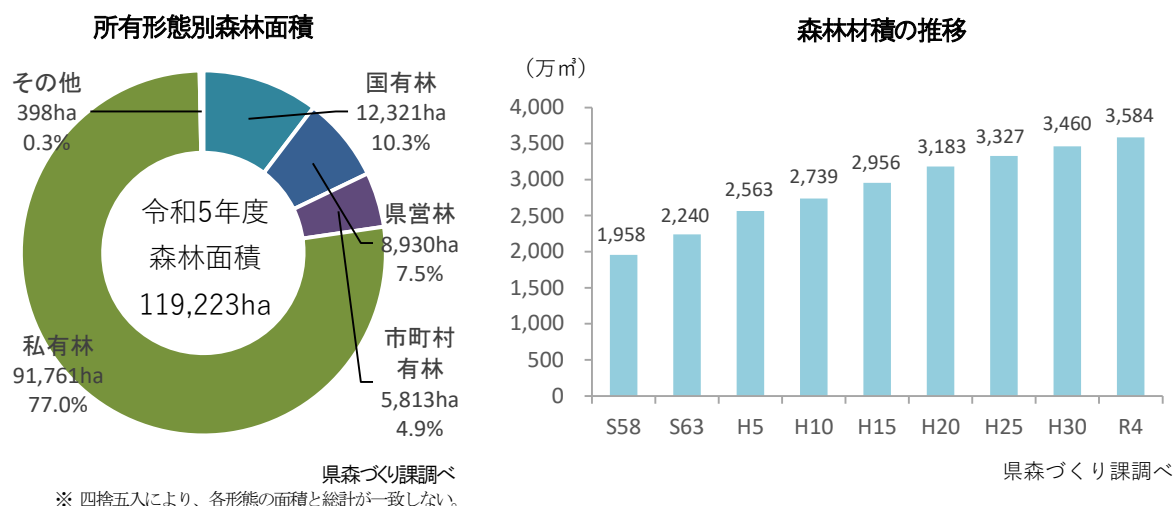
今後も、農業経営の法人化を更に進めるとともに、新規就農者の確保・育成や認定農業者の支援のほか、企業や女性等の多様な人材・主体の活躍を推進することが必要です。

農地については、全体の面積が長期的に減少を続ける中、農地を有効に利用するための遊休農地の解消・活用、担い手への集積・集約化、基盤整備等について取組が進展しており、これらを更に進める必要があります。

3 林業

(1) 森林

本県の森林面積は119,223ha（令和5年度）で、県土面積の約3割を占めています。所有形態別に見ると、国有林が10.3%、民有林（県営林、市町村有林、私有林等）が89.7%となっています。また、これらの森林に蓄えられた立木の材積（体積）は、戦後に植栽された人工林の成長に伴い長期的に増加してきており、令和4年度には3,584万m³となっています。



本県の民有林106,902haにおける人工林の割合は53.4%（全国は40.3%）であり、その面積は57,060haです（県：令和5年度、全国：令和3年度）。これらの人工林の約8割が木材として利用可能な林齢に達している一方、山元立木価格の低迷などにより伐採される人工林が少なく、再造林される面積が少ない状況です。

森林の公益的機能を発揮する観点からも、森林資源の適切な管理・利用を行うことが重要です。本県では、社会貢献を目的に行う森林整備による二酸化炭素吸収量を適切に評価することにより、県民が森づくりに取り組む意識の醸成を図るため、埼玉県森林CO₂吸収量認証制度により企業や団体の森林整備活動による二酸化炭素吸収量を認証しており、令和6年には71件の取組について認証を行いました。

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度による認証件数と、認証したCO₂吸収量の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
認証件数(件)	15	14	32	55	71
認証したCO ₂ 吸収量(t-CO ₂ /年)	244.4	201.2	247.2	758.5	708.6

県森づくり課調べ

また、森林の46.6%に当たる55,593ha（令和6年度末）が、水源涵養、土砂流出防備などの機能をより高度に発揮すべき森林として保安林に指定されています。

保安林の種類別面積(令和6年度末現在)

保安林の種類	面積 (ha)	割合 (%)
水源涵養	38,085	68.5
土砂流出防備	9,506	17.1
土砂崩壊防備	348	0.6
防風	46	0.1
干害防備	967	1.7
防火	1	0.0
魚つき	35	0.1
保健	6,603	11.9
風致	2	0.0
合計	55,593(48,151)	—

県森づくり課調べ

注1 合計欄は保安林区域の重複指定を含む面積。ただし、()内は重複指定を除いた実面積。

注2 四捨五入の関係で、各保安林の面積の計と合計面積が一致しない。

本県の森林は、地域ごとに様々な様相を見せています。

東京都や山梨県、長野県との県境に位置する県西部の奥地林には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。

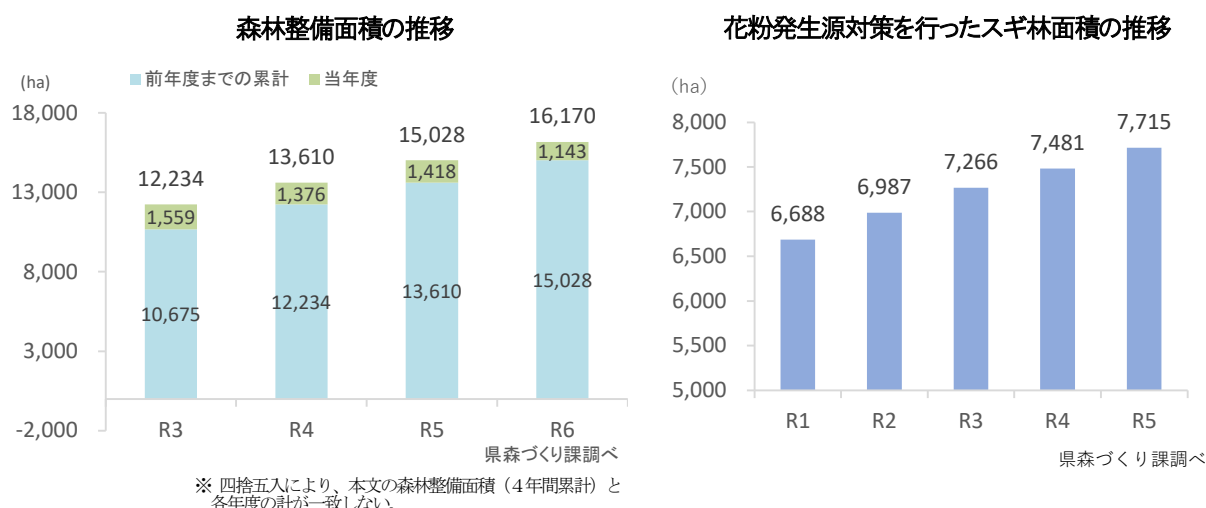
一方、奥地の人工林では、手入れの遅れ等により荒廃が危惧される森林が見受けられるため、水源涵養機能などの森林の公益的機能を持続的に発揮できるよう、県や市町村などにより針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林化が進められています。

また、奥地の人工林では、シカによる植栽木・下層植生の食害やクマによる剥皮被害が増加し、林地の荒廃や枯損木の発生が見られます。シカによる被害は、県西部から北部にかけての山地・丘陵地の人工林にも拡大しています。

里山地域の森林や、コナラ、クヌギなど武蔵野の雑木林として親しまれてきた平地林は、かつては薪炭や堆肥の原料供給の場として利用され、手入れが行き届いていました。しかし、現在はこれらの利用が少なくなり、平地林の樹木の高齢級化、ナラ枯れ被害、竹林の拡大やササの繁茂が見られるなど手入れの行き届かないものや、他用途へ転用されるものも多くなっています。

こうした中、本県の森林を育て健全に維持していくため、間伐を中心とした森林整備を、令和3年度から令和6年度までの4年間で5,495ha実施しています。間伐については、保育としての切り捨て間伐に加え、木材として利用できるものは搬出間伐が行われており、木材生産の一翼を担っています。

また、飛散するスギ花粉を減らすため、間伐、枝打ち、少花粉品種の植栽等の発生源対策を行ったスギ林は令和2年度に6,987haであったものが、令和6年度には7,877haに増加しました。



森林整備等の推進は、全国的にも重要な課題となっており、令和元年度から、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税の市町村及び都道府県への配分が始まりました。

本県においても、市町村に対して年間で11億4,870万円、県に対して1億2,763万円が配分されており、森林所有者に対する森林整備の意向調査、森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進等の取組に係る財源として活用されています（令和6年度）。

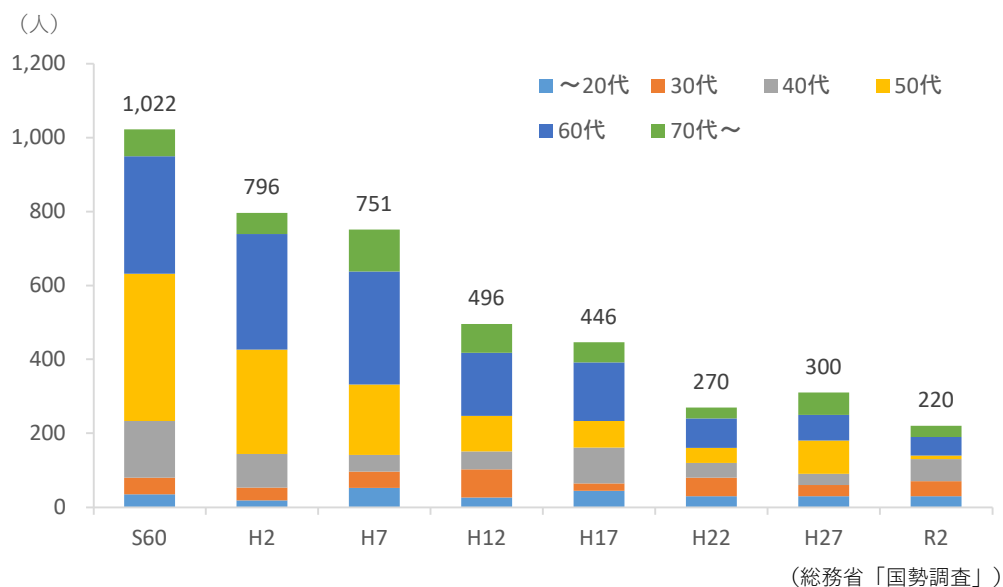
本県に配分される森林環境譲与税を、県内の森林整備等に有効に活用するため、山側の市町村と都市部の市町との結び付きの強化等を一層進めていくことが重要です。

(2) 林業構造

本県の林業従事者は、平成2年には796人でしたが、令和2年には220人まで減少しました。

また、私有林の所有構造は、1ha以上を所有する林家の77.8%の所有面積が5ha未満（令和2年）であるなど、小規模となっています。

林業従事者数の推移



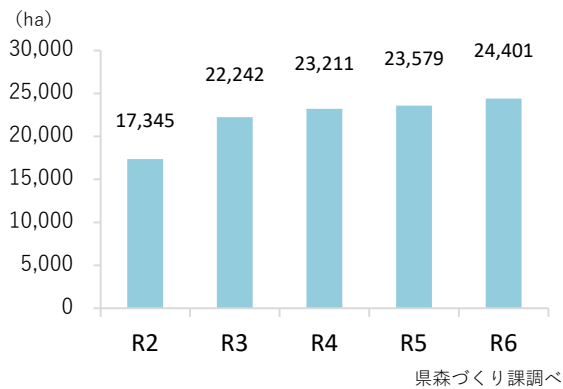
森林の適切な管理や林業の生産性向上を図る上では、小規模な森林を取りまとめて施業を行う集約化・団地化や、団地化された森林における森林管理道及び作業道等の路網の整備並びに路網整備により使用が可能となる高性能林業機械の導入が重要です。

本県においては、森林の境界を明確化し、一定範囲の森林を取りまとめ、作業道の開設や森林整備が効率的に行えるようにする施業の集約化・団地化を推進し、令和6年度までに24,401haの森林が集約化・団地化されました。

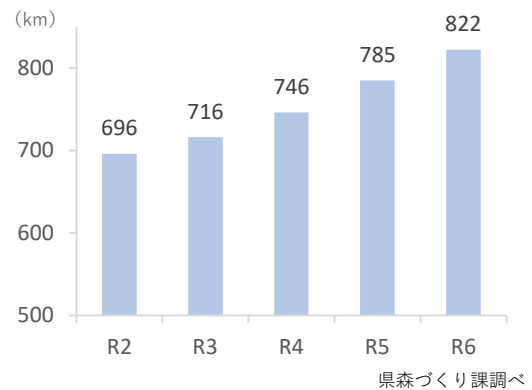
これと同時に路網の整備を進めてきた結果、森林管理道の延長は890km、作業道の延長は822kmとなっています（令和6年度）。

高性能林業機械については、導入推進の結果、平成11年度に7台であったものが、令和5年度には62台が県内に導入されています。

集約化・団地化された森林面積の推移



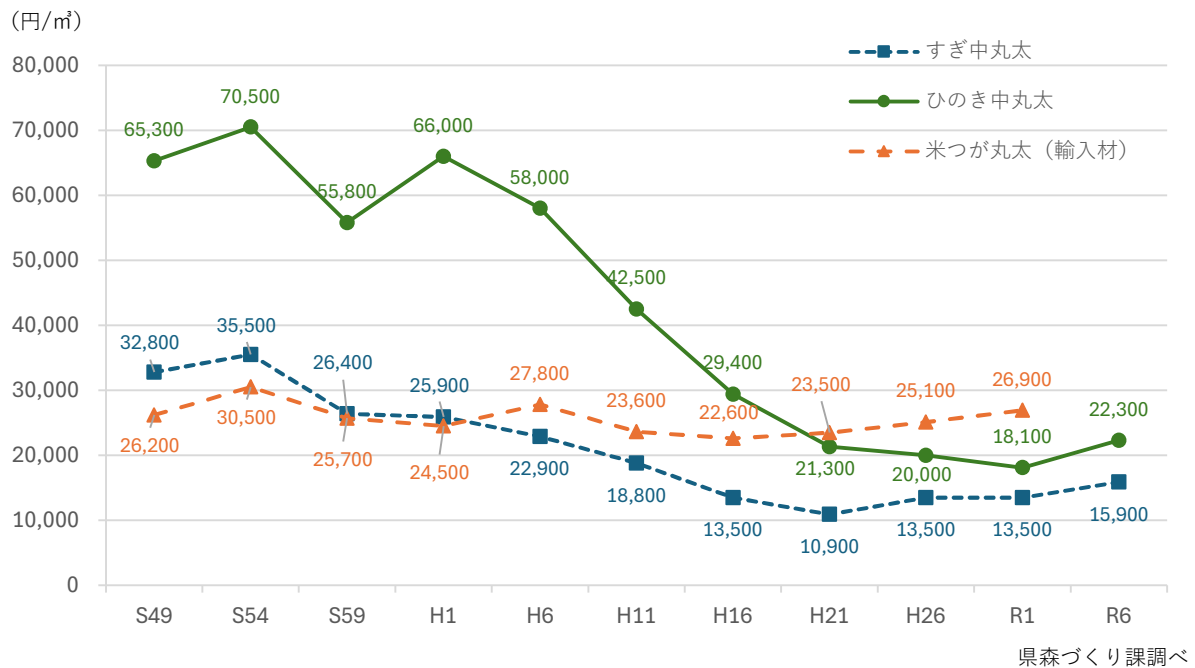
作業道延長の推移



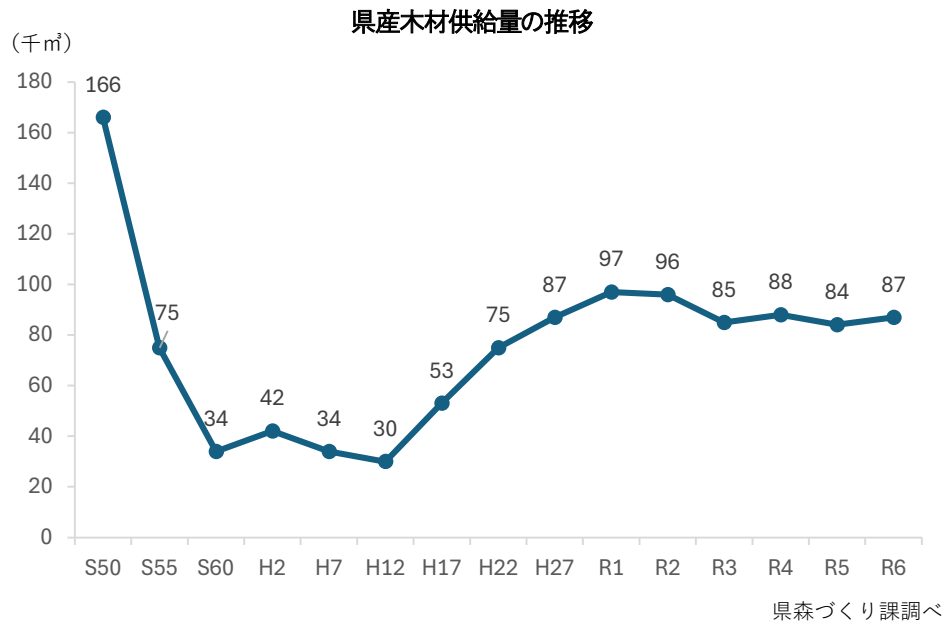
(3) 木材・特用林産物の生産

国産木材の価格は、昭和50年代半ば以降、低価格な輸入木材の増加等の影響を受けて長期にわたって低迷しており、林業の採算性は低位で推移しています。しかし、近年は輸入木材と国産木材の価格が拮抗し、国産材の需要が高まっているため、国内の木材自給率は43.0%（令和5年）に回復しています。

木材価格の推移(国産、輸入材)



県産木材の供給量（素材生産量）は、平成12年度には30,000³mまで低下していましたが、林業の機械化、路網の整備等の生産性向上の取組の効果と相まって、令和元年度には97,000³mまで増加し、令和3年度以降は85,000³m前後で推移しています。



本県では、しいたけ等のきのこ類を主として、木炭、たけのこなど多岐にわたる特用林産物が生産されています。主要なきのこ類の生産量は、令和5年で2,313tとなっています。

特用林産物の生産量(令和5年)

	生産量
きのこ類	2,313t
木炭	14t
たけのこ	2t

県森づくり課調べ

本県の森林は、人工林の成長に伴い森林資源が充実してきていますが、木材価格の長期的な低迷により伐採・再造林が低調であり、鳥獣被害等も生じています。このため、森林環境譲与税も活用し、森林資源の適切な管理や利用を推進する必要があります。

本県の林業構造については、林業従事者数は200人程度であり、私有林の所有面積は小規模です。林業の生産性向上等の観点から、森林施業の集約化・団地化、路網整備、高性能林業機械の整備等を進めてきており、更なる推進が必要です。

木材生産については、長期にわたる山元立木価格の低迷により採算性が低い状況ですが、近年は国産材の需要が高まっており、県産木材の供給量を増加させる転機を迎えています。こうした状況を生かしながら、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」を推進し、木材を安定供給できる体制をつくることが重要です。

4 水産業

(1) 養殖業

本県における養殖業の生産額は4億1,562万円であり、その76.9%に当たる3億1,960万円がキンギョ、ニシキゴイ等の観賞魚、23.1%に当たる9,602万円がホンモロコ、ニジマス等の食用魚に係るものです(令和4年度)。

このうち、ホンモロコの養殖は、本県が全国に先駆けて水田を利用した養殖技術を確立して普及を始めたものであり、生産額は3,673万円、生産量は13tです(令和4年)。県内においては、県東部・北部を中心とする19市町において27戸の生産者が養殖を行っています(令和4年)。

(2) 河川漁業

河川漁業においては、釣りが本県のレジャーとして定着しており、漁業協同組合(以下、「漁協」という。)が、放流など魚類の増殖や漁場管理を行っています。本県における魚類の放流金額は、2,367万円であり、アユ、マス類及びフナが94.8%を占めています(令和4年)。

本県における水産業は、全国一のホンモロコ養殖を含む養殖業や、消費者にレジャーの場を提供する河川漁業により、一定の地位を占めています。将来にわたり水産業の維持・発展を図る上で、新規就業者の確保や、河川環境の保全等が重要となっています。

5 農山村

(1) 農山村の人口・地域資源

農山村地域を国勢調査における人口集中地区以外の地域と捉えると、本県の農山村地域は、都市周辺に位置するものも含め県内全域に広がっています。

平成22年から令和2年の11年間で、県内の人口集中地区における人口が増加する中、農山村地域の人口は147万人から135万人に減少しています。また、農山村地域では、人口に占める65歳以上の割合が34.3%と、県全域の27.1%を上回っています（令和2年）。このように、農山村地域では人口減少や高齢化が進んでおり、コミュニティの維持や地域活動について影響が懸念されています。

一方、本県の農山村には、特色ある農林水産物、加工品、伝統文化、美しい景観など豊かな地域資源があり、その特長を生かした多彩な農林水産業が展開されています。中でも、都心からのアクセスが良いという地域特性を生かし、220の観光農園（令和4年度）が開設されているほか、地域の食材を活用するレストラン、農作業や農産加工の体験、森林でのレジャーなど、都市と農村の交流を生み出すグリーン・ツーリズムの取組が行われています。

地域ごとの人口変遷の差異

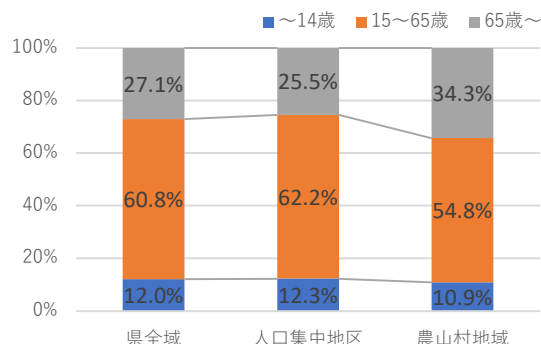
	H22		R2
県全域	719万人	↗	734万人
人口集中地区	573万人	↗	600万人
農山村地域	147万人	↘	135万人

※人口集中地区：人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単

位区等が隣接し、各基本単位区の人口が5,000人以上である地域

総務省「令和2年国勢調査」

地域ごとの構成年齢割合の差異



総務省「令和2年国勢調査」

(2) 多面的機能の発揮

農山村とそこで営まれる農林水産業は、農林水産物の生産のほか、県土・自然環境の保全、水源涵養、良好な景観の形成、教育や体験の場の提供、地域の伝統文化の継承など、県民の日常生活に深く関わる様々な分野で多面的な機能を有し、県民共通の財産となっています。

こうした多面的機能が発揮される基盤となる農地や農業用施設の保全・管理を行うため、地域の共同活動により農道や水路を維持管理する取組が行われています。共同活動の取組面積が、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地域内の田畑に占める割合（カバー率）は、令和6年度において34.4%となっています。

また、本県では、県民が農業の楽しさを体験できるように市民農園の利用を促進しており、市民農園が246か所、14,485区画設置されています（令和6年度）。

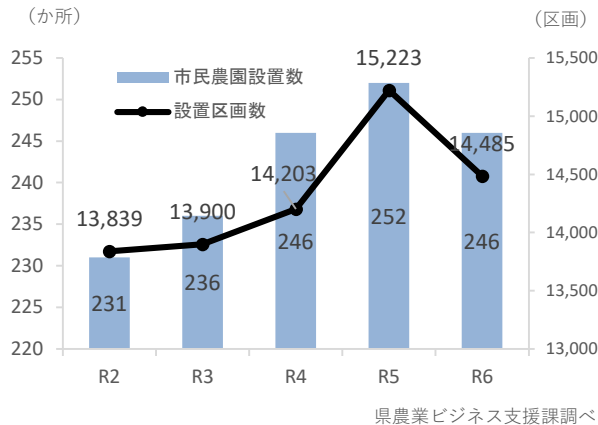
さらに、子どもたちが農業を身近に感じられるように、学校ファームを県内の公立小中学校1,207校（令和6年度）に設置し、学校教育における農業体験活動を推進しています。

一方、森林に関しては、社会全体で森林を守る気運を醸成する観点から、森林ボランテ

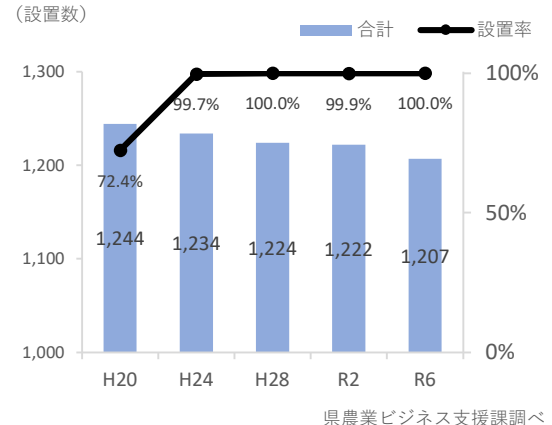
ィア活動を支援しており、令和6年度には年間14,700人が参加しています。

このほか、農林水産業・農山村の多面的機能は、生産振興、担い手支援、基盤整備など農林水産施策の全体的な効果により、農林水産業・農山村が活性化し、農地・森林等が適切に維持されることで発揮されます。このため、上記のような主として多面的機能に焦点を当てた取組のみならず、本章の他の部分に記載された取組全体の結果としても、本県における農林水産業・農山村の多面的機能は発揮されています。

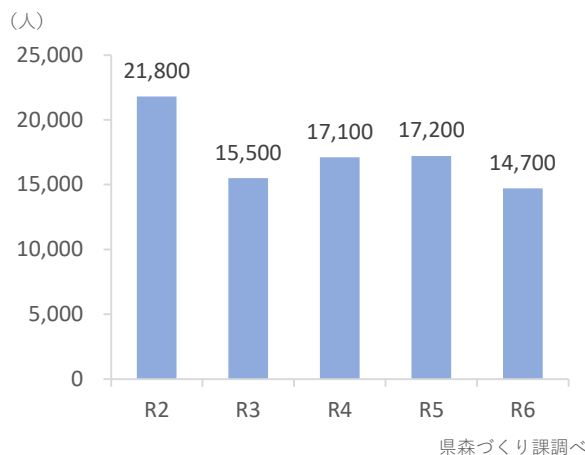
市民農園設置数及び設置区画数の推移



学校ファームの設置状況の推移



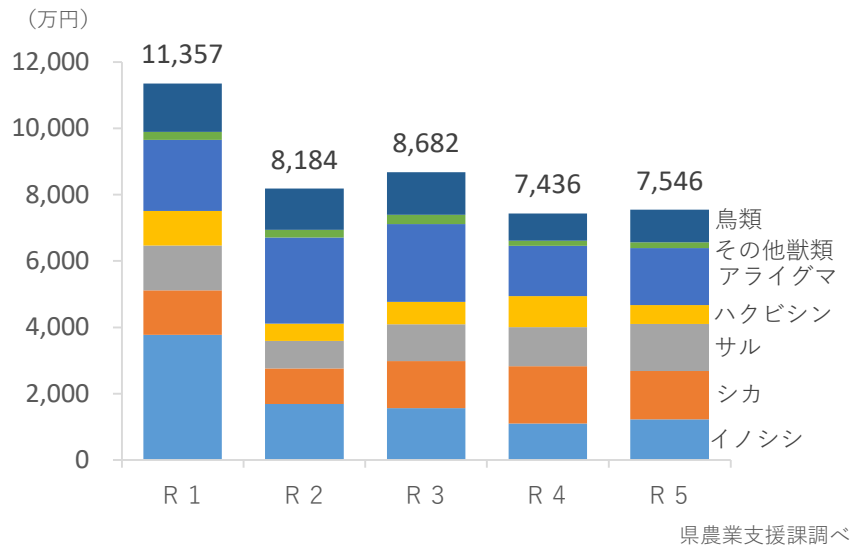
森林ボランティア活動参加延べ人数の推移



(3) 鳥獣害対策

近年、イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、野生鳥獣による農作物や森林への被害が深刻化し、農作物の被害金額は年間7,546万円（令和5年度）となっています。森林ではシカにより枝葉や下層植生が消失するなどの被害が発生するとともに、土砂流出などによる山地災害の発生が危惧されています。野生鳥獣による被害は農林業者の生産意欲を低下させ、遊休農地の発生や人工林の管理低下につながるなど、農林業や農山村の暮らしにも影響を及ぼしています。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



県では、野生鳥獣の行動域や生態の分析により、効果的な侵入防止柵の開発などを行うとともに、研修会の開催により、被害防止対策の普及や定着を図っています。

また、県内32市町村（令和6年度）では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定しており、地域における野生鳥獣による農林業被害の実態を調査するとともに、被害防止対策や情報提供等を行っています。

本県の農山村は、都市部に先行して高齢化や人口減少が進んでおり、また、農作物や森林への鳥獣害も発生しています。こうした中であっても、地域資源を生かした観光農園などの多彩な農林水産業や、農山村の多面的な機能を県民に伝える取組が展開されており、更なる推進を通じて農山村の活性化を図っていくことが重要です。

第Ⅱ章 農林水産業・農山村をめぐる潮流

1 国際的な食料需要の増加、食料生産、供給の不安定化

世界人口は約82億人（令和6年）であり、今後も増加する見込みです。

経済発展に伴い、穀物等の食用需要や、バイオ燃料原料用等の非食用需要の増加が、食料需要の増大に拍車をかけています。

また、気候変動の影響により、高温などの異常気象や、病虫害の侵入・まん延のリスクが生じています。さらに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病も断続的に発生しているほか、近隣国で発生が確認されているアフリカ豚熱や口蹄疫等の海外悪性伝染病の侵入リスクも高い状況です。

くわえて、ウクライナ侵略などの地政学的リスクが高まっていることや、新興国の経済が急成長した結果、世界における日本の相対的な経済的地位が低下したことから、食料や生産資材の安定的な輸入に影響が及び、食料や生産資材の多くを海外の特定の国・地域に依存する我が国の食料安全保障に懸念が生じています。

このような情勢の中で、国は、令和6年に食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の強化に向けた各種施策を推進することとしています。

本県においても、国内農業の生産基盤の強化の観点から、担い手の確保、優良農地の確保や農産物の生産拡大に取り組むとともに、地産地消やブランド化により県産農産物の魅力を高め、消費拡大につなげていくことが一層重要となっています。

2 国内市場の縮小と消費者ニーズの変化

日本の人口は平成20年をピークに減少を続けており、本県の農林水産業の主要マーケットである首都圏人口も昭和50年以降一貫して増加してきましたが、令和2年に減少に転じました。令和6年には前年から増加したものの、令和2年を下回っており、今後長期的に人口減少に転じる見込みです。

国勢調査の開始以来、本県は47都道府県の中で唯一、人口増加を続けてきましたが、令和3年10月1日時点の人口推計で、初めて減少に転じました。一方で、75歳以上の高齢者人口は、全国トップクラスのスピードで増加する見込みです。

人口減少や高齢化は、食料消費量の減少につながることから、国内市場の縮小が見込まれます。

他方、近年の消費者ニーズについては、都心部では単身世帯の増加などにより、少量パックの需要の増加や、カット野菜・冷凍食品などの食の簡便化、中食・外食といった食の外部化の進展がみられます。

さらに、産地直送のような生産者の顔が見える農産物の購入や、都会では味わえない農業体験を提供する体験農園へのニーズは高まりを見せています。

また、県育成品種のいちごや梨、有機農産物など、高価格帯での販売にもかかわらず需要が高まっている農産物もあります。

あわせて、インバウンドの本格的な回復により、訪日外国人数が増加しており、国内外における外国人からの日本食の需要が高まるとともに、国産食材や伝統的な日本食・食文化の魅力を発信する機会も拡大しています。

以上の消費者ニーズの傾向は、今後も継続すると見込まれます。

本県は、食料品製造出荷額が全国トップクラスであるとともに、大消費地である首都圏の中央に位置し、訪日外国人が多く滞在する東京にも隣接しており、地理的優位性が高いと言えます。さらに、県産農産物が各種コンテストで高い評価を受けるなど追い風も吹いています。

今後は、こうした本県の地理的優位性や追い風を生かし、消費者ニーズへの対応を進めていくことが重要です。

3 生産資材価格の高騰

世界的な穀物需要の増加や異常気象による収穫量の変動、原料供給国からの輸出の停滞などの影響により、化学肥料原料や飼料穀物等の生産資材価格が不安定化しています。また、原油の輸送・精製コストの上昇や国際的な需給バランスの変動、円安を背景に、重油価格も高騰しており、農林漁業者の経営を圧迫しています。

農業生産資材については、令和2年と比較して、肥料費は39.1%、電気や灯油などの光熱動力は38.9%、飼料価格は39.5%上昇しています（令和7年4月）。また、農業機械や農業用ハウス、果樹棚、家畜飼養管理施設などの導入・設置費用も高騰しており、特に主穀、施設野菜、果樹、畜産農家を志す新規就農者にとって大きな障壁となっています。

林業についても、原油価格の高騰により、林業用機械の運転経費等が上昇したことが、経営を圧迫しています。

継続的な生産資材価格の高騰は、資金繰りの悪化や生産意欲の減退につながり、廃業に追い込まれることも懸念されます。

このため、農林水産物の生産に欠かせない燃料や生産資材の価格高騰対策の推進を図るとともに、生産資材のコスト上昇分を適切に販売価格に転嫁できる環境整備の促進が重要となっています。

4 木材需要の拡大と人工林の本格的な利用期の到来

日本の森林は、戦後の木材需要への対応といった社会的要請に応え造林されたものが多く、その6割が50年生を超え、本格的な利用期を迎えています。本県においても、人工林の8割以上が利用可能な時期となっています。

日本の林業は、木材の輸入自由化により海外の木材に押され、長期にわたり木材価格の下落等の厳しい状況が続き、担い手不足や手入れの遅れた森林が問題となってきました。しかし、近年では、国産材の生産量の増加、木材自給率の上昇など、その活力は回復傾向にあり、林業産出額も、丸太輸出や木質バイオマス発電等による新たな木材需要により増加傾向で推移しています。

また、令和元年度には森林環境譲与税及び森林経営管理制度に係る法律が施行され、令和6年度からは森林環境税の徴収が開始されました。県内においても、都市部市町において、森林環境譲与税を活用した公共施設の木質化などの木材利用や山側市町村と連携した森林整備を行うなど、森林や木材への関心が高まっています。

このような情勢を踏まえ、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用をより一層推進していく必要があります。

このため、木材の生産・加工・流通の課題に応え、県産木材を安定的に供給できる体制づくりや、森林環境譲与税を活用した市町村の間伐等の取組、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」を推進することが重要となっています。

5 農林水産業の未来を担うイノベーション

従事者が減少する中、農林水産業を成長産業へと転換させるためには、デジタル技術による新たな変革（DX）を取り入れた生産性向上や、クリーンエネルギー中心の産業・社会構造に転換するグリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けたイノベーションの促進が不可欠です。

近年、農業分野においては、ロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した農業機械の自動運転や遠隔操作、高度な環境制御による品質安定・向上、経営管理の高度化など、先進技術が実証から普及する段階を迎えています。こうした技術の活用と併せて、これらの技術に適した生産方式への転換を図りつつ、より現場の生産性向上につながる技術導入を進めていくことが重要となっています。

あわせて、先進技術を最大限に活用するためには、技術導入だけでなく、最新技術を扱える人材の育成や、農業支援サービスなどの事業者との連携、スマート農林水産業技術の導入やアグリテックの活用に適した基盤整備の推進も重要です。

6 農林漁業者の減少・高齢化

本県の基幹的農業従事者数は、平成17年から令和6年までの約20年間で半数以下に減少しています。また、県内の基幹的農業従事者の高齢化率（65歳以上の割合）は、59.8%（平成17年）から74.8%（令和6年）と高齢化が進行し、全国の71.7%（令和6年）と比べて高くなっています。くわえて、20年後に基幹的農業従事者の中心となる層である50歳台以下の割合は、全体の約18%となっています。

本県の林業従事者数も同じく減少傾向であるとともに、高齢化率は25.4%であり、全国の全産業平均の15.2%と比較し、高い水準となっています（令和2年）。

今後も従事者数の減少が継続すると見込まれ、食料や木材の生産・供給能力の低下や、遊休農地や未整備森林の増加、集落の共同活動により支えられてきた農業・農村・森林の有する多面的機能を維持する活動の継続が困難となることが懸念されます。

このため、地域農業の将来設計図である地域計画も踏まえ、多様な担い手の確保や担い手への農地の集積、森林の施業のための集約化・団地化をこれまで以上に促進するとともに、少ない労働力でも経営の維持・発展を可能にするため、スマート農林水産業技術の活用等により生産性向上を実現していくことが重要です。

7 気候変動、自然災害への対応

地球温暖化などの国際的な気候変動は、日本の気候や農業にも大きな影響を及ぼしています。日本の年平均気温は100年当たり1.40度の割合で上昇しており、2024年の年平均気温は統計開始以来、最も高い値を記録しました。一方、本県は2.32度の割合で上昇しており、全国よりも高い水準で推移しています。

高温による品質低下や栽培適地の変化、集中豪雨の増加などによる災害の頻発化・激甚化は、農作物、農地、農業用施設等に甚大な被害をもたらしています。さらに、農作物の病虫害発生地域が拡大するなど、病虫害の侵入・まん延リスクも高まっています。

本県においても、令和5年の高温・干ばつ及び令和6年の高温による農業災害を、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく特別災害として指定するなど、高温による農作物への被害の発生リスクは加速度的に高まっていると言えます。

あわせて、イネカメムシの発生量が数十年ぶりに増加したことによる水稻への被害拡大など、温暖化の影響により病害虫被害の発生状況にも急激な変化が起こっています。

また、ため池や排水機場をはじめとする農業水利施設等の老朽化や、施設等を管理する担い手の減少が顕在化しており、災害発生時の被害拡大につながる危険性があります。

さらに、令和7年2月には、1件当たりの規模としては過去60年で最大となる岩手県大船渡市の事例をはじめ、日本各地で大規模な林野火災が発生しています。

くわえて、令和3年度以降、県内で毎年発生している高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が、畜産経営に大きな影響をもたらしています。

これらの農林水産業を脅かすリスクに対応するため、防災・減災、災害発生時の危機対応の体制強化や農業水利施設の長寿命化、ため池の整備などの農業農村の強靱化を進めることが重要です。また、収入保険などのセーフティネットの普及や、高温耐性のある品種の開発・育成などの高温障害への対策も必要です。

8 SDGsの取組への対応（SDGsの推進）

農林水産業は、自然資本を基盤とし生産活動を行うものであり、適切に活動すれば生物多様性などの環境保全、多面的機能の発揮などの面で寄与する側面もある一方で、化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用など、環境に負荷を与える側面もあります。

気候変動の影響による異常気象や災害の頻発化・激甚化が進行している中、農林水産業を持続的に発展させるため、環境負荷低減の取組の重要性が高まっています。

農林水産業分野における環境負荷低減を進めるためには、農林漁業者への普及啓発、化学肥料等の削減など環境に配慮した生産活動の推進、地域の未利用資源の活用の促進など、環境と調和した取組を実施する必要があります。あわせて、有機農産物などの環境に配慮した農林水産物への消費者の理解醸成や、都市部における「第2の森林」づくり（中高層建築物や非住宅分野における新たな木材需要の獲得）の促進、多様な事業者と連携したサーキュラーエコノミー（循環経済）の実現につながる取組など、生産段階にとどまらない幅広い取組が重要となっています。

（農林水産業・農山村に係る施策とSDGsの目標との関係については、参考資料参照）

第Ⅲ章 本計画が目指す将来像

本県において、農林水産業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならないこととされています（条例第3条）。

- ① 農林漁業者の優れた経営能力を生かし、農林水産業の産業としての競争力を強化すること。
- ② 地域の特性に応じて、収益性の高い、安定的な農林漁業経営を確立し、将来にわたり農林水産業を持続的に営むことができるようにすること。
- ③ 農林水産業及び農山村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮することができるようにすること。
- ④ 消費者の需要に応じ、消費者に信頼される良質かつ安全な農林水産物を安定的に供給することができるようにすること。

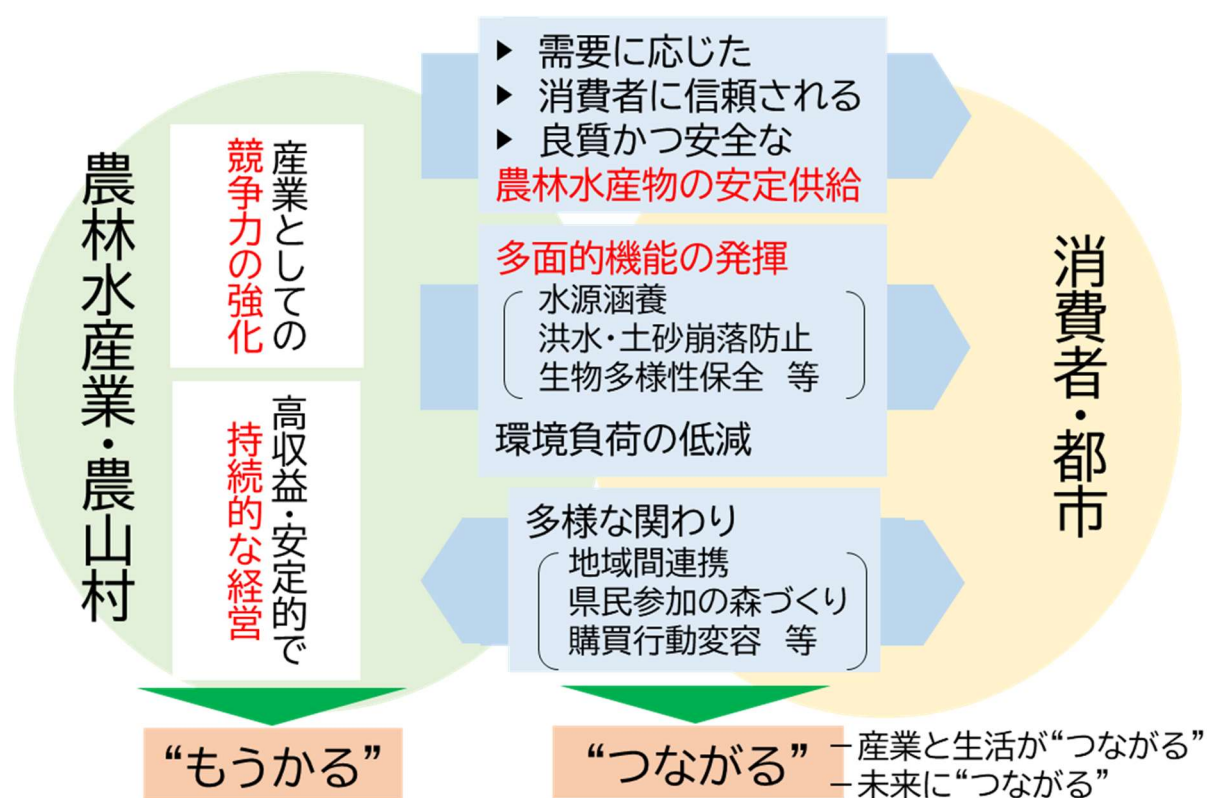
これら内容を踏まえ、本計画が目指す将来像を整理するに当たっては、一産業としての経済的側面と、食料・環境・国土保全など生活と多様な接点を有するという農林水産業特有の側面の双方に着目する必要があります。

具体的には、まず、基本理念の①、②に即して、本県の農林水産業が経済的に発展し“もうかる”農林水産業が実現していることを目指します。さらに、“もうかる”農林水産業の実現を礎に、基本理念の③、④に即して、本県農林水産業を持続的なものとし、産業と生活が“つながる”、将来に向けて“つながる”農林水産業・農山村が実現していることを目指します。

この方向性と併せて、本県農林水産業の特徴である、大消費地に近接し、県育成品種をはじめとした高品質の農林水産物が生産されているという点を踏まえ、本計画が目指す本県の農林水産業及び農山村の将来像として、「近くておいしい、もうかる・つながる 農林水産業・農山村」を掲げます。

なお、将来像の実現を目指して当面5年間にわたり施策を展開する上で、農業経営体の平均販売金額の向上や、販売金額の大きい農業経営体の育成、その他主要な施策の進捗管理に係る指標を示します。

条例の基本理念と基本計画が目指す将来像



【将来像】

近くておいしい、もうかる・つながる 農林水産業・農山村
を目指します。

将来像を実現するための指標

No.	指標名	目標
1	販売目的の農業経営体*における平均販売金額 * 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定の規模以上のもののうち、年間の農産物販売金額が50万円以上の経営体。	11,563千円 (令和5年度) → 11,960千円 (令和12年度)
2	販売目的の農業経営体における年間販売金額1,000万円以上の農業経営体数割合	16.4% (令和5年度) → 20.2% (令和12年度)
大柱1 ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進		
3	需要に応じた野菜の作付拡大面積	1,000ha (令和8～12年度)
4	契約野菜対応型野菜産地育成数	30産地 (令和8～12年度)
5	新たに農業の6次産業化により開発された商品数	250品目 (令和8～12年度)
6	森林の整備面積	12,500ha (令和8～12年度)
7	施業のため集約化・団地化する森林面積	24,401ha (令和6年度) → 29,000ha (令和12年度)
8	県産木材の供給量	87,000m ³ /年間 (令和6年度) → 137,000m ³ /年間 (令和12年度)
9	県産農産物コーナー新規設置店舗数	125店舗 (令和8～12年度)
10	県産木材を利用した公共施設数	1,356施設 (令和6年度) → 1,720施設 (令和12年度)
大柱2 イノベーションの促進		
11	スマート農業技術の導入件数	538件 (令和8～12年度)
大柱3 優良農地の確保及び有効利用		
12	担い手への農地集積率	36% (令和6年度) → 50% (令和12年度)
13	遊休農地解消・活用面積	2,000ha (令和8～12年度)
大柱4 生産基盤の整備		
14	基盤整備面積	23,711ha (令和6年度) → 24,282ha (令和12年度)
15	路網密度	24.5m/ha (令和6年度) → 26.8m/ha (令和12年度)
大柱5 経営力の向上と多様な担い手の育成及び確保		
16	農業法人数	1,441法人 (令和6年度) → 1,800法人 (令和12年度)
17	新規就農者数	330人/年間 (令和6年度) → 330人/年間 (令和12年度)
大柱6 災害等のリスクへの対応		
18	防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数	30か所 (令和6年度) → 148か所 (令和12年度)
大柱7 農山村振興と住民の多様な関わり創出		
19	農山村へつないだ都市住民の延べ人数	5,000人 (令和8～12年度)
大柱8 環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮		
20	環境負荷低減に取り組む農業経営体の割合	7% (令和5年度) → 10% (令和12年度)
21	多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合 (カバー率)	34.4% (令和6年度) → 38.6% (令和12年度)

第Ⅳ章 取組の展開方向

【指標】

販売目的の農業経営体における平均販売金額

現状値 11,563千円（令和5年度）

→ 目標値 11,960千円（令和12年度）

販売目的の農業経営体における年間販売金額1,000万円以上の農業経営体数割合

現状値 16.4%（令和5年度）

→ 目標値 20.2%（令和12年度）

1 基本的な考え方

本県は、内陸性の太平洋側気候により温暖で自然災害が比較的少ないという自然条件や、大消費地である首都圏の中央に位置する「地の利」を生かし、野菜や花きなどを中心に全国でも有数の産地を形成してきました。

近年では、令和5年に「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」が日本農業遺産に、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定されたほか、県育成品種のいちご、梨が全国的な賞を連続受賞するなど、本県農業が全国的に注目を浴び、高い評価を受けています。

くわえて、令和7年5月25日には本県では66年ぶりとなる「全国植樹祭」を開催し、本県の農林水産物の魅力と併せて、本格的な利用期を迎える人工林の積極的な活用による森林資源の循環利用を目指す「活樹」を発信することができました。

こうした状況は、本県農林水産業に新たな「追い風」が吹いている、と言えます。

また、本県農業のデータを見ても、年間の新規就農者数が10年前から1割以上増加し、近年では毎年300人を超える人数が本県に就農しています。さらに、異業種からの農業参入を含め、県内の農業法人数は増加し続けています。その経営規模は徐々に大規模化が進んでおり、100ha以上の経営耕地面積を持つ団体経営体は平成27年から令和2年までの間で1.4倍に増加しており、今後の本県農業の中核となる担い手として活躍が期待されます。

一方、農業経営体数及び林業従事者数は年々減少が続くとともに、特に農業分野では高齢化も顕著であり、担い手の確保は十分ではないと言えます。また、生産資材価格の高騰、自然災害の頻発・激甚化、病虫害や家畜伝染病の発生など、農林漁業経営の持続性に関わるリスクも顕在化しています。林業分野でも、森林資源が充実する一方で、低迷する木材価格や、木材需要に対応した生産性向上、供給体制の構築などの課題が存在します。

県ではこれまでも、基本計画において指標を定め各種施策に取り組んできましたが、そのうち例えば農業者の平均所得の目標については、一定の改善はされているものの、経営コストの増が農業産出額の増を上回り、目標が目指す水準の達成には至っていません。

今計画においては、大消費地に近接するという本県の特徴や、本県農林水産業に吹く追

い風を生かしつつ、深刻化する課題に対応し、条例に規定する基本理念に即した計画の将来像の実現を図っていく必要があります。

そこで、本計画では、“もうかる”農林水産業の実現を通じて、産業競争力の強化や、高収益・安定的で持続的な経営の確立を目指すこととし、具体的には、高収益化の源である「ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進」(第Ⅳ章第2)にはじまり、「イノベーションの促進」(同第3)、「優良農地の確保及び有効利用」(同第4)及び「生産基盤の整備」(同第5)を通じて生産性向上を図るとともに、「経営力の向上と多様な担い手の育成及び確保」(同第6)を通じて経営力の強化及び地域営農体制の確保を図ることとしました。また、激甚化・頻発化する自然災害等のリスクに対応し収益を確保するための取組(同第7)も講じていきます。

他方で、本県農林水産業を持続的なものとするためには、産業面のみならず、地球環境に及ぼす負荷の低減を図ることのほか、消費地と産地が近接するという本県の特徴を踏まえつつ、食料供給以外に農林水産業が有する多様な機能・役割の発揮を通じて、消費者・都市に支えられた農業地域の振興を図っていくことも重要となります。

そこで、「農山村振興と住民の多様な関わり創出」(同第8)や新設項目である「環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮」(同第9)を通じて、産業と生活が“つながる”、そして将来に“つながる”農林水産業・農山村の実現を目指します。

以上により本県農林水産業の振興を図るという基本的な考え方の下、以下、今後5年間の取組の展開方向を定めました。

2 ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進

消費者や実需者のニーズに応じた良質かつ安全な農林水産物の供給を実現するため、県産農産物の高付加価値化、生産性の向上を推進し、生産、流通、販売等の体制を整備します。あわせて、安全管理を通じて消費者の信頼確保を図ります。また、県産農産物を購入する場の拡大等を通じて、地産地消を促進します。

【指標】

需要に応じた野菜の作付拡大面積

1, 000ha（令和8～12年度）

契約野菜対応型野菜産地育成数

30産地（令和8～12年度）

新たに農業の6次産業化により開発された商品数

250品目（令和8～12年度）

森林の整備面積

12, 500ha（令和8～12年度）

施業のため集約化・団地化する森林面積

現状値 24, 401ha（令和6年度）

→ 目標値 29, 000ha（令和12年度）

県産木材の供給量

現状値 87, 000m³/年間（令和6年度）

→ 目標値 137, 000m³/年間（令和12年度）

県産農産物コーナー新規設置店舗数

125店舗（令和8～12年度）

県産木材を利用した公共施設数

現状値 1, 356施設 → 目標値 1, 720施設（令和12年度）

（1）生産、流通、販売等の体制の整備

ア 農業の分野ごとの施策

<目指す方向1：米の振興>

実需者ニーズに的確に対応した米の食味や品質の向上を促進するとともに、気候変動への対応や生産性向上に向けた取組を行い、生産者の経営安定と収益向上を図ります。

<取組の内容>

- ① 良食味で病害虫抵抗性があり、高温耐性を持つ「彩のきずな」や、「えみほころ」等の導入を推進します。また、気候変動に対応した高温対策技術や、品種ごとの特

性を踏まえた適正な栽培管理の徹底を推進し、品質・収量の安定を確保します。

- ② 県産米ブランドの強化・定着のため「えみほころ」の高品質・良食味米生産技術を開発し、生産現場へ普及します。
- ③ 農地中間管理事業などを活用し、地域の水田農業を支える担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、ほ場条件の改善と作業の効率化を進めます。
- ④ 水田農業経営の大規模化を促進するとともに、ドローン、GNSSを活用した自動操舵などの先進技術、省力・多収生産技術の導入を進め、生産コスト低減を図ります。
- ⑤ 需要に応じた主食用米の生産に加え、米粉用米などの新規需要米や加工用米の導入、輸出用米の取組を促進するなど、水田農業経営の安定化を図ります。
- ⑥ 農業共済、収入保険等の水田農業経営に対するセーフティネットへの加入を促進するとともに、経営所得安定対策等の制度に関する情報など生産者が必要とする情報を発信します。
- ⑦ 需要に応じた主食用米の生産や経営所得安定対策等の制度を推進する一方、近年の米価高騰を踏まえた国の水田政策の方向性を注視し、多収性品種の導入など、県としての取組を検討します。
- ⑧ 集落営農組織や多面的機能維持活動組織等への支援により、地域の水田農業の環境保全に努めます。
- ⑨ 種子の安定生産のため、老朽化した施設の再整備など、種子生産の継続に必要な環境の再構築を支援します。

＜目指す方向２：麦の振興＞

実需者ニーズに対応した品種への誘導や、基本技術の励行により、安定生産を推進し、水田農業経営の安定化を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 実需者の求める特性や用途に対応した品種への誘導を行うとともに、求められる生産量が供給できるよう、単収の向上と作付面積の確保を図ります。
- ② 高品質・安定生産のため、排水対策の徹底や品種特性を踏まえた基本技術の励行を促進します。
- ③ 先進技術・省力化技術の導入や農地の集積・集約化や団地化を促進するとともに、経営所得安定対策等交付金を活用した水田における二毛作等を推進します。
- ④ 種子の安定生産のため、老朽化した施設の再整備など、種子生産の継続に必要な環境の再構築を支援します。
- ⑤ 令和9年度からの国の水田政策の見直しを踏まえて、県としての取組を検討します。

＜目指す方向３：大豆の振興＞

実需者ニーズに対応した高品質な大豆の生産を促進します。また、在来品種など地域の特色ある大豆について、加工業者や販売業者との連携を図りつつ、需要に応じた生産を進めます。

＜取組の内容＞

- ① 実需者が求める安定した生産量・品質を確保するため、排水対策や病虫害防除などの基本技術の励行を促進するとともに、先進技術を活用した省力・低コスト技術の普及を推進します。また、新品種の導入や生産性向上に向けた取組を推進します。
- ② 生産性向上のためほ場の団地化を促進するとともに、経営所得安定対策を推進し、生産者の安定的な経営を支援します。
- ③ 生産者と実需者が連携し、在来大豆等も含めた県産大豆の需要に応じた生産に取り組む産地を支援します。
- ④ 種子の安定生産のため、老朽化した施設の再整備など、種子生産の継続に必要な環境の再構築を支援します。また、種子産地の面積拡大や生産性向上等に取り組み、需要に応じた種子の確保を図ります。
- ⑤ 令和9年度からの国の水田政策の見直しを踏まえて、県としての取組を検討します。

＜目指す方向4：野菜の振興＞

生産者数の大幅な減少が見込まれる中、野菜の供給体制の維持・向上のため、規模拡大意向のある経営体への支援や、スマート農業技術の導入の推進により、生産拡大や生産性向上を図ります。また、生産コストの上昇が続く中、価格転嫁しやすく、実需者ニーズにも対応可能な契約取引の拡大を推進します。

さらに、高温対策への支援や県育成品種などの生産強化・品質維持のための活動、水田における野菜生産の拡大推進等を通じて、収益性の高い産地づくりを進めます。

＜取組の内容＞

- ① 産地の核となる経営体を育成するため、栽培管理や収穫・調製・出荷作業の省力化につながる機械・施設の導入を支援し、規模拡大を推進します。
- ② 新たに開発された高性能機械や、環境制御技術、各種作業の自動化システム等のスマート農業技術の導入を推進します。あわせて、施設野菜では、次世代施設園芸のモデル拠点で得られた実証成果の普及等も行い、各品目の収穫量向上や作業の省力化につなげます。また、作業の省力化や雇用労力の活用体制の整備等の規模拡大に向けた環境整備を支援します。
- ③ コストの増を価格に転嫁しやすく、食品企業等の求める定時・定量・定価格の取引にも対応可能な契約栽培を行う産地を育成するため、契約取引に関する知識・ノウハウの普及に努めるとともに、加工・業務用等に求められる簡素化規格や納入形態等への対応のために産地が行う流通体制の整備を支援します。
- ④ 共同利用出荷場の集約・合理化や、パッキング等の新たな機能を備えた出荷場の整備を進めます。社会全体における人手不足の中、流通の合理化や、調製作業の外部化を図る仕組みづくりを進め、生産基盤を強化します。
- ⑤ 近年の課題となっている夏季高温及び高温期間の長期化に対応するため、高温耐性のある品種への誘導、需要動向を踏まえた作型の見直しの支援、収益性向上に資する高温対策設備の導入の支援などを実施します。
- ⑥ 消費者や実需者のニーズに応じ、特徴のある品種や需要のある品目の供給体制の強化に努め、信頼される産地づくりを進めます。
- ⑦ 野菜生産者の所得確保と野菜供給の安定化を図るため、野菜価格安定対策を実施

します。また、燃料価格高騰への対応として施設園芸等燃料価格高騰対策への加入の促進を図ります。

- ⑧ 野菜の生産性を向上させるための畑地かんがい施設の整備や、水田の汎用化を図り野菜を導入するための基盤整備を行い、整備したほ場での野菜への品目転換とさらなる生産拡大を促進します。
- ⑨ 県育成いちご品種については、そのブランド価値を維持するため、食味会の開催や糖度測定に基づく栽培指導など、食味の向上をめざす運動を進めます。

＜目指す方向5：果樹の振興＞

気候変動や病害虫などの外的要因に対応した産地づくり、優良品種への転換、省力化技術の導入による生産性向上、新たな担い手の育成、品種のリレーによる安定供給の促進等を通じて、産地の維持・強化を図ります。また、消費者ニーズを的確に捉え、付加価値を高めた製品の開発や観光果樹産地の育成を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 気候変動や気象災害、病害虫などの外部要因に対し、栽培講習会やホームページ等を活用して対応策を周知し、産地づくりを支援します。
- ② 新植・改植により需要を踏まえた品種転換を促進します。
- ③ 省力化樹形や省力化機械の導入による生産性の向上を図ります。
- ④ 新規品目については、需要を踏まえ戦略的に導入を促進するとともに、特色ある産地が形成された品目については、生産技術の向上を図り、産地の維持発展を促進します。
- ⑤ 果樹産地の維持・存続に向け産地ごとに具体的な目標を定めた産地計画に基づき、新たな担い手の育成研修や農地中間管理事業等の活用により、優良園地を次世代へ引き継ぐ仕組みづくりを推進します。
- ⑥ 品種のリレーにより出荷期間の拡大を図り、安定的な供給により産地ブランドの更なる強化を進めます。
- ⑦ 高付加価値化と周年販売につながる加工品の開発を促進します。
- ⑧ 高品質な贈答用果実から日常消費まで、幅広い消費者ニーズに対応した販売を促進します。
- ⑨ 多品種・多品目栽培により、年間を通じて集客できる魅力のある観光果樹の産地づくりを促進します。
- ⑩ 県育成梨品種については、出荷される果実が一定以上の品質を確保し、そのブランド価値を維持できるようにするため、農業者団体と連携し、重さや糖度の基準の遵守を促進します。

＜目指す方向6：花植木の振興＞

生産・物流におけるコスト低減を図るとともに、生産者や関係団体と連携して実需者から求められる商品の開発や販路の開拓を進め、商品力のある花植木産地の確立を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 高温期に対応するため、栽培管理や鮮度保持等の技術開発や新品目・新品種の導入を支援し、生産安定と収益性の向上につなげます。

- ② 物流の人手不足に対応するため、新たな集荷拠点の設置の検討等、物流の効率化に向けた取組を支援し、花植木流通の安定とコスト低減を図ります。
- ③ 燃料価格高騰への対応として施設園芸等燃料価格高騰対策への加入の促進を図ります。
- ④ 日常生活における花植木の利用を促進するとともに、成人式や卒業式などの若年層が関わる場面を活用した花植木の新たな文化の創出を推進します。
- ⑤ 花植木関係団体と連携し、県産花植木の品質や商品性を直接買参人等に情報提供する花植木商談会の開催を支援します。また、花植木産業が一体となった情報交換を進め、実需者等のニーズに合致する商品や産地情報等の発信などにより、業務需要の確保を促進します。
- ⑥ 国際園芸博覧会や関東東海花の展覧会等の多くの消費者が集まる機会において、県産花植木の魅力をPRすることにより、認知度向上と需要喚起を図ります。

＜目指す方向７：茶の振興＞

本県の気候風土に適した品種や高性能機械等の導入によって、生産性や品質の向上を図り、本県茶業の特徴である自園・自製・自販の強みを生かした収益性の高い茶業経営の確立を促進します。また、消費者ニーズを捉えた魅力ある商品の製造・販売を促進するとともに、狭山茶のブランド力の更なる向上を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 本県の気候風土に適した多様な茶の品種の導入を促進するため、茶苗木の安定的な生産供給体制を整備します。また、県育成新品種の「おくはるか」や「さやまあかり」などの栽培方法や加工適性に関する情報提供を行います。
- ② 作業労力の低減など生産性の向上に向けて、農地中間管理事業や作業受委託による茶園の集約化及び高性能機械等の導入を促進します。
- ③ 安全・安心な茶生産の促進に向けて、みどりの食料システム戦略やIPM技術等を活用した持続的な狭山茶生産体系の確立、GAPの取組を促進します。
- ④ 県育成品種の特性を生かした和紅茶やほうじ茶、食品加工原料としてのニーズも高い抹茶・粉末茶など、魅力ある商品の製造・販売を促進します。また、高度な製茶技術の継承と狭山茶ブランド力の向上に向けて、生産者団体が行う製茶品評会や手もみ茶保存の活動を支援します。

＜目指す方向８：地域特産物の振興＞

養蚕、こんにやくなど地域文化に根差した地域特産物の生産を継続するための取組により、産地体制を維持します。

＜取組の内容＞

- ① 養蚕については、製糸業者や織物業者など関係業界と連携して養蚕農家の手取り単価を維持し、経営安定を図ります。
- ② こんにやくについては、巡回指導などにより栽培技術の高位平準化を図るとともに、新たな加工品の開発などを促進します。

＜目指す方向 9：畜産の振興＞

I C T等を活用したスマート畜産による省力化、優良家畜の確保、ブランド化による高付加価値畜産物の生産、自給飼料の増産等の促進により、畜産の生産性向上や経営安定化を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 施設整備やI C T技術の導入を畜産クラスター事業等により支援し、家畜の飼養管理の効率化や生産性の向上を図ります。また、畜産クラスター協議会の目標達成の進捗確認により、地域一体となった収益性の向上に向けた取組を支援します。
- ② 施設・機械の導入支援とともに、酪農ヘルパーの利用促進により、畜産における労働環境の改善を図ります。
- ③ 性別別精液を利用した優良な乳用後継牛を確保する取組を支援するとともに、育成牧場である秩父高原牧場を生かし、県内で後継牛が確保できる取組を推進します。また、優良な遺伝資源を持つ受精卵を確保し、秩父高原牧場における和牛子牛の生産供給を強化することにより、埼玉県産和牛の増頭を図ります。
さらに、県産和牛のブランド化に向けた差別化要因の検討を進めます。
- ④ 豚凍結精液による人工授精の推進により、養豚の生産性向上を図ります。
- ⑤ 彩の国地鶏タマシャモから作出した卵肉兼用鶏のブランド化を進め、生産振興と消費拡大を図ります。
- ⑥ 飼料価格の高騰に対応するため、国の事業等を活用した自給飼料の作付け拡大や、耕種農家とのマッチングによる飼料用米や飼料用稲の生産・利用の拡大を支援します。また、良質^{たい}な堆肥を生産するための施設や機械の整備を支援するとともに、耕種農家での利用拡大を促進します。
- ⑦ 畜産経営安定対策制度への加入を促進するとともに、生産者積立金への助成により経営安定を図ります。
- ⑧ はちみつの安定生産のため、蜂群配置の調整を行い、蜜源の確保や感染症予防対策などの飼養衛生管理技術の向上を支援します。
- ⑨ 畜産物の価格転嫁については、合理的な費用を考慮した価格形成に向けた新たな仕組みの動向を注視し、ふれあい牧場や各種農業祭における県産畜産物の販売等で需要を喚起し、消費拡大や畜産業に対する理解醸成を図ることで、実現に取り組みます。

イ 林業における施策

＜目指す方向 1：皆伐・再造林システムの確立・普及＞

森林を皆伐し、その跡地への植栽から保育までを確実に実施する皆伐・再造林システムを確立・普及することにより、森林の循環利用を進め、森の若返りを図ります。

＜取組の内容＞

- ① 伐採者と造林者との連携強化を支援し、効率的な伐採・搬出作業と伐採後の確実な植栽を促進します。
- ② 伐採から地拵^{じごしらえ}・植栽・鳥獣害対策を一貫して作業し、その後の下刈などの保育を確実に実施するシステムの確立・普及を図ります。
- ③ 事業の効率化や低コスト化が見込める地域については、県営林・公社営林を中心

にその周辺森林と共同の施業団地を設定し、路網の整備や利用、森林施業を連携して行い、収益の向上を図ります。

＜目指す方向２：森林施業の集約化・団地化の促進＞

伐採のロットを確保して効率的な森林整備や木材生産を行うため、森林整備・木材販売方法の提案による森林所有者の経営意欲の喚起を図るとともに、森林計画制度や森林経営管理制度を活用し、森林施業の集約化・団地化を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 林業経営体が行う施業の集約化・団地化を促進する人材の育成を支援します。
- ② 森林組合などが行う森林境界の明確化を市町村による地籍調査等と連携しながら支援し、円滑かつ計画的な森林整備を促進します。
- ③ 森林所有者や所在地、樹種、林齢など森林簿等にある森林資源情報の精度向上を推進します。
- ④ 森林経営管理制度を活用し、市町村が単独で進めるだけではなく、県や森林所有者など地域の関係者も含めて森林の「将来像」を話し合うことなどにより、林業経営体への森林施業の集約化を促進します。

＜目指す方向３：高性能林業機械システムの普及＞

高性能林業機械の導入による低コスト伐採・搬出システムを普及拡大することにより、外国産木材との価格競争ができ、山元への利益還元にも資する効率的な木材生産体制の整備を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 林業事業経営体による高性能林業機械の導入を支援し、機械化による生産性の向上を図ります。
- ② 高性能林業機械を扱う技術者の育成を推進し、伐採・搬出を行う作業班の能力向上を図ります。
- ③ 現地の地形に応じた低コスト伐採・搬出システムの普及を推進します。
- ④ 木材による販売収益の向上を図るため、販売価格が最大となるよう市場価格に対して最適な採材ができる機械の導入を推進します。

＜目指す方向４：優良・少花粉苗木生産体制の確立＞

再造林に必要な苗木の確保及び花粉発生源対策のため、成長や形質に優れ、花粉の発生量が通常の品種に比べ１％以下のスギやヒノキの優良・少花粉品種の導入を推進します。

＜取組の内容＞

- ① 優良で少花粉なスギ・ヒノキ品種の採種園を整備します。また、林業用種子の不作や発芽率の低下といった課題に対し、害虫防除技術等の研究を進め、種子の生産体制を更に強化します。
- ② 苗木生産者に対して優良・少花粉品種の種子を提供するとともに、健全な苗木生産に向けた技術指導や後継者育成など、総合的な生産体制整備を支援します。
- ③ 少花粉スギ・ヒノキのコンテナ苗について技術開発や生産体制の整備を支援し、苗木の生産性向上や植栽コストの低減を図ります。

- ④ 将来的な伐採・造林計画により、種子や苗木が安定的に生産できるよう、適正な需給調整を行います。

＜目指す方向5：きのこ等特用林産物の振興＞

きのこ等特用林産物の生産振興を図るため、ブランド化や生産・流通システムの整備を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 新鮮でおいしいなど地場産の特用林産物のPRとブランド化を促進します。
- ② 直販の拡大や大手小売店との連携など流通体制の整備を促進します。
- ③ 生産者に対し特用林産物に関する相談対応や情報提供を実施するとともに、後継者の育成を支援します。

ウ 水産業における施策

＜目指す方向：水産業の振興＞

新たに開発・改良された養殖技術の導入による生産拡大と実需者ニーズに対応した供給体制の確立を図るとともに、多様な販売ルートの確保を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 子持ちホンモロコや耐病系キンギョなど、新たに開発された養殖技術の導入により、技術の高位平準化や養殖品目の拡大を図ります。
- ② 関係団体と生産者間で市場情報の共有化を更に進め、実需者ニーズに対応した安定した出荷のための技術講習等を行います。
- ③ 食用魚について、庭先販売のほか、道の駅や農産物直売所を活用した販売を促進します。
- ④ 養殖業者の特色ある水産物のブランド力の向上を支援し、商品の差別化を促進します。
- ⑤ 食用魚・観賞魚ともに新規就業者の確保のための就業支援、省力化に向けた技術開発を行います。
- ⑥ ワカサギについて、種苗の安定供給に向けた生産方法を開発します。

エ 農林水産物の流通の合理化・効率化

＜目指す方向1：農水産物の流通システムの合理化＞

県内の卸売市場で取り扱う農水産物を高品質で鮮度を保持したまま流通できる効率的な体制づくりを支援するとともに、農水産物の県内流通を拡大する取組を支援します。

＜取組の内容＞

- ① 多様な品揃えや安定した集荷など、市場の持つ機能を有効に発揮できるよう、卸売市場関係者等を対象とした会議や研修会を開催し、県内卸売市場間の連携を促進します。
- ② 実需者ニーズに対応した産地づくりや、県内産地育成に向けた産地との意見交換や取引推進、新鮮で安心な農水産物を短時間で効率的に地域に供給する流通システムの構築など、卸売市場のコーディネート機能と地域の特色を生かした取組を支援します。

- ③ 取引情報の電子化など、情報通信技術の活用による市場運営の効率化、物流問題に対応するための流通業務の効率化等の取組を促進します。
- ④ 鮮度保持のための施設整備によるコールドチェーン化や品質・衛生管理の徹底など、食品の品質向上や安全・安心の確保に資する取組を支援します。
- ⑤ 加工設備やパッケージ設備の整備等、卸売市場の付加機能を充実させるための取組を支援します。
- ⑥ 卸売市場の付加価値向上と食文化の維持・発展を図るため、イベントや市場見学会等の消費者との交流や食育に関する取組、スーパーなどの小売業者といった市場外の事業者との連携強化の取組など、卸売市場の多様な取組を支援します。
- ⑦ 食品廃棄物や二酸化炭素の排出削減、包装容器等のリサイクルなど、各卸売市場における環境負荷低減の取組を促進します。

＜目指す方向２：木材の生産・加工・流通体制の整備＞

木材の品質向上を推進するとともに、消費者に「必要な時」に、「必要な材」を、「必要な量」提供できる供給体制をつくります。

＜取組の内容＞

- ① 加工される木材の品質や生産性が高い木材加工施設の整備を支援します。
- ② 木材の品質を確保するため、強度や含水率が安定したＪＡＳ構造材などの県産木材の供給体制をつくります。
- ③ 中間土場などを活用した工場直送などの流通体制づくりや、流通施設の整備を支援します。
- ④ 違法に伐採された木材は使用しないという基本的な考え方に基づき、森林認証材や森林経営計画に基づき伐採された県産木材の使用を促進します。
- ⑤ 川上から川中、川下までの木材関連事業者が需給情報を共有し、必要な時期に必要な量の県産木材が供給できる新たな流通体制の整備を進めます。

オ 農林水産物の需要拡大

＜目指す方向１：農産物のブランド化・販売促進＞

県育成品種など県産農産物の持つ特長を生かし、一層のブランド化を推進するとともに、首都圏に位置する立地優位性を生かし、首都圏マーケットにおける販売促進・販路拡大を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 県育成品種をはじめとする県産農産物について、それらの特長を生かし、重点的にブランド化を推進します。
- ② 大消費地である首都圏に位置する立地優位性を生かし、首都圏マーケットにおける県産農産物の販売促進活動を強化します。
- ③ ポータルサイトやＳＮＳ、インフルエンサーの活用など様々な媒体・手法を組み合わせ、県産農産物の魅力を効果的に情報発信することにより、需要拡大・購入促進を図ります。
- ④ 産地や組織単位でのブランド化の取組や農業者等が生産する特色ある県産農産物のブランド力の向上を支援するとともに、地域団体商標や地理的表示（ＧＩ）等の知的財産に係る制度の活用などにより、商品の差別化やブランド価値の保護に取

り組みます。

＜目指す方向２：農水産物の輸出促進＞

ジェトロ埼玉など関係機関と連携し、輸出意向のある生産者の支援や輸出国の開拓、海外需要に対応できる産地の生産体制の整備等を通じて、県産農産物や観賞魚、加工食品などの輸出促進を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 県産農産物の輸出を促進するため、輸出未経験者や初心者支援し、輸出に取り組む生産者の裾野を拡大します。
- ② 輸出を志向する生産者団体や県内食品事業者等に対して輸出関連情報の提供を行うなど、県産農産物及び県産農産物を主原料とした加工食品の輸出を促進します。
- ③ 海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、残留農薬、衛生基準等の輸出先国の求める各種規制に対応できるよう、産地への技術支援や生産体制の整備支援、情報提供を行います。
- ④ 海外の見本市や商談会への出展支援など、輸出を志向する生産者や事業者が参画しやすい環境づくりを進め、継続的で強固な販売ルート確保につながるよう支援します。
- ⑤ EU等向けに植木、盆栽、観賞魚等を輸出する際に必要な検疫制度、衛生証明書の発行等に係る事務や情報提供、栽培地検査等の技術指導を行い、輸出の円滑化を図ります。

＜目指す方向３：農業の６次産業化等の促進＞

大消費地に近く、食料品製造業が盛んな本県の強みを生かし、農業者等が県産農産物や地域資源を活用し、多様な産業との連携の下、付加価値の高い商品を創出し、農業収益の向上を図る６次産業化等の取組を促進します。

＜取組の内容＞

- ① ６次産業化に取り組む農業者等に対し、経営ビジョンを実現するための事業計画の作成を支援するとともに、研修会の開催や専門家の派遣等を通じて商品開発、販売力の強化等を支援します。また、国の施策と連携し、地域資源活用のための施設整備を支援します。さらに、６次産業化の取組が継続できるよう、適切にフォローアップを行います。
- ② 農業者等と地域の食品加工業者、流通・販売業者等のマッチングを支援し、県産農産物の特性や地域性を生かした付加価値の高い商品開発や新たなビジネスの創出、販路開拓などに取り組む、食品産業と連携した６次産業化や農商工連携の取組を促進します。
- ③ 県産農産物を使用した商品のコンテストを開催し、県内外に広くPRを行い、県産農産物の需要拡大と県内の食品産業の活性化を図ります。
- ④ 県内の農業者や食品関連事業者等と県内外のバイヤーによる商談会を開催し、県産農産物や県産農産物を利用した加工食品等の販路開拓を図り、新たなビジネスチャンスを創出します。あわせて、商品のブラッシュアップや農業者等の商談能力向上を図り、販売力を強化します。
- ⑤ インターネットの通販サイトや百貨店、量販店、高速道路のサービスエリア等で

の6次産業化商品の販売を支援し、農業収益の向上を図ります。

＜目指す方向4：「活樹」の推進＞

森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」を推進するため、県産木材の安定的な供給体制を整備し、民間住宅や公共施設等における木材利用を進めるとともに、中大規模木造建築物を設計できる技術者等の育成や新たな建築部材の活用に取り組み、今後新たな需要が見込まれる民間非住宅建築物の木造化を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 県産木材の利用に取り組む工務店等に対し、県産木材の生産から加工・流通に関する情報を提供するとともに、利用拡大のための支援を行います。
- ② 県や市町村が策定した公共施設の木造化・木質化に関する方針等に基づき、人目に触れる機会の多い公共施設等の木造化・木質化を推進するとともに、県産木材を用いた机や椅子等の木材製品の利用を進めます。
- ③ 中大規模木造建築物の建設を可能にするJAS構造材の利用やCLT、重ね柱などの新たな建築部材の活用を促進します。
- ④ 木造建築に精通した専門家等と連携し、中大規模木造建築物等の提案・設計・施工ができる人材を育成します。

カ 多様な事業者との連携

＜目指す方向：多様な事業者との連携の促進＞

県産農林水産物や地域資源を活用した商品開発、販路開拓、観光農業のPR等について、農林漁業者と食品産業、観光産業等に係る多様な事業者との連携を促進し、バリューチェーンの構築その他の付加価値の向上を図ります。

また、農産物全般の合理的な費用を考慮した価格形成へ向けて、消費者の理解醸成に取り組むとともに、野菜産地と食品産業に係る事業者との連携を促進することにより、互恵的な関係の構築を目指します。

＜取組の内容＞

- ① 6次産業化や農商工連携において、農業者が食品加工業者、流通・販売業者等と連携して行う商品開発や販路開拓の取組を支援します。
- ② 県内の生産者や産地と、量販店や食品製造事業者等との直接取引を促進します。また、生産面においても、事業者からの品質、ロット、価格等に係る需要に応じた供給が可能な産地を育成します。
- ③ 鉄道事業者等と連携し、観光農業のPR等により観光農園や農産物直売所等の情報を広く発信するとともに、広域的な集客の取組等を促進します。
- ④ ポータルサイトやSNS等の各種媒体を活用した情報発信を行い、農産物全般の合理的な費用を考慮した価格形成へ向けた、消費者の理解醸成を図ります。
- ⑤ 生産コストの上昇が続く中、価格転嫁しやすい、野菜産地と実需者等との連携による契約取引を促進します。また、連携のため産地が行う鉄コンテナ等で出荷を行うような規格の簡素化に向けた流通体制の整備を支援します。

（２）地産地消の促進

＜目指す方向１：県産農産物を購入する場の拡大＞

農産物直売所の魅力向上と機能強化を促進するとともに、産地や実需者をコーディネートし、県内量販店や飲食店等での県産農産物の取扱いを拡大するなど、県民が身近で主穀、野菜、果物、畜産物等の幅広い県産農産物を「知って、買って、食べる」機会を広げる多彩な地産地消を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 農産物直売所が地域の特色を生かした魅力的なものとなるよう、出荷する生産者組織を支援し活動を促進するとともに、県内の農産物直売所の連携や県産農産物の品揃えの充実等を図ります。
- ② 県産農産物の県内流通も含めた出荷体制の整備を支援し、量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進します。
- ③ 県産農産物を取り扱う小売店や飲食店等の「県産農産物サポート店」としての登録を進めるとともに、主原料に県産農産物を１００％使用し製造された「ふるさと認証食品」の認証を進めるなど、県民が県産農産物を身近で購入できる機会を増やします。
- ④ 県内の生産者及び産地と、量販店及び食品製造事業者等との直接取引や、県内卸売市場を介するルートなど、多様な流通ルートの確保や流通体制の強化を促進します。

＜目指す方向２：県自らの率先した取組による地産地消の普及・拡大＞

県の広報活動やイベントにおいて、県産農産物及び木材の地産地消をＰＲするとともに、県が整備する施設の木造化・木質化を進め、地産地消の普及・拡大を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 各種のメディアを活用するほか、各種イベントや百貨店、市場などでも県産農産物のＰＲを行い、地産地消の裾野を広げ、県産農産物の消費拡大を推進します。
- ② 県内関係団体と連携し、県産農産物を使ったレシピ作成や、農産物直売所店舗での県産農産物の試食販売、県内での料理教室等などの開催により、新たな県産農産物ファンの獲得につなげます。
- ③ 県が策定した「埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針」に基づき、県が整備する施設の建築に当たり可能な限り木造化・木質化を図り、県産木材の利用拡大を進めます。
- ④ 木造技術者講習会の開催や木造建築に精通した専門家等との連携などにより、中高層建築物の木造化・木質化を提案できる技術者を育成します。
- ⑤ 民間企業や関係団体等と連携したイベントの開催などにより、県民が木材と触れ合う機会を創出し、木の良さをＰＲすることで県産木材利用の理解を醸成します。

＜目指す方向３：市町村等による取組を通じた地産地消の普及・拡大＞

市町村が行う学校給食における県産農産物の利用拡大、食育活動、施設の木造化・木質化等について、情報提供など必要な支援を行います。

＜取組の内容＞

- ① 市町村が行う学校給食における県産農産物の利用を支援します。

- ② 市町村等による県産農産物の知識を有した食育推進リーダーの育成を支援するなど、県産農産物を活用した食育活動を支援します。
- ③ 市町村が策定した「市町村施設の木造化・木質化に関する方針」を踏まえ、県産木材に関する情報提供や技術指導を通じて、市町村が整備する施設の木造化・木質化を支援します。
- ④ 市町村、設計者、木材産業関係者等のマッチングにより関係者の情報共有を図るとともに、市町村に対して県産木材の調達に係るアドバイスを行うなど、川上から川中、川下までの連携を支援し、県産木材の利用を促進します。

(3) 消費者の信頼確保

<目指す方向1：法令等遵守に基づく信頼性の向上>

農林水産物が生産され、加工・流通を経て食品として消費される過程で、安全・安心などの信頼性を確保するため、各過程において法令やガイドライン等に即した点検・確認の取組を促進します。

畜産農家等への関係法令遵守のための指導を通じて、県産畜産物の安全性を確保します。

<取組の内容>

- ① 県産農産物への信頼性を高めるため、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の視点に基づく取り組みやすさを重視したS-GAPの普及を図ります。
- ② 農薬適正使用アドバイザー等の育成を行うとともに、農薬販売者や農薬使用者に対して適正な農薬の取扱い等に係る指導を行います。
- ③ 民間GAP認証取得等を目指す農業者に対して、情報提供やS-GAP指導を通じて支援を行います。
- ④ 畜産農家や食用魚養殖業者に対して、動物用医薬品の適正使用や飼養衛生管理基準の遵守に係る指導を行います。
- ⑤ 6次産業化等に係る食品製造において、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の徹底を図るとともに、事業者の製造工程管理の高度化を支援します。
- ⑥ 農林水産物について、放射性物質の影響調査を実施し、結果を公表します。

<目指す方向2：適正な食品品質表示の確保>

消費者が食品を選択する際のよりどころとなる適正な食品表示を確保するため、食品関連事業者への調査、指導等に取り組みます。

<取組の内容>

- ① 県民等からの食品表示に関する相談や通報等を受け付け、内容に応じて、食品関連事業者への立入調査、指導、指示等を行います。
- ② 県民と協働して、量販店などの食料品販売店における食品表示の状況を調査します。また、表示と商品の内容が一致しているか（真正性）について、DNA鑑定による調査を行います。
- ③ 国、市町村等と緊密に連携し、不適正表示事案に対する食品関連事業者への調査や指導を行います。
- ④ 食品関連事業者を対象に、適正な食品表示に関する研修会を行います。また、県

政出前講座等により、消費者の食品表示制度への理解を深めます。

- ⑤ 米トレーサビリティ法に関する研修会を行い、県民等からの相談に対応するなどして、事業者間の取引等に係る情報の記録や産地情報の伝達を確保し、表示や流通の適正化を推進します。

3 イノベーションの促進

農林水産業の従事者が高齢化及び減少する中、先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の促進により、作業の省力化や効率化を図るとともに、経験や勘として培われてきた技術・知識、作業実績、作物や環境等の状況及び経営データの「見える化」を進め、生産性の向上をめざします。また、本県の自然条件に適した新たな生産技術や、安定生産及び販売拡大に寄与する新品種を開発するため、埼玉県農林水産試験研究推進方針にのっとり、農林水産研究機関において試験研究を行い、農林水産業における技術的なイノベーションを促進します。

【指標】

スマート農業技術の導入件数

538件（令和8～12年度）

（1）先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の推進

＜目指す方向：スマート農林水産業技術等の開発・実証・普及＞

農林水産業のデジタルトランスフォーメーション（DX）が不可欠となっている情勢を踏まえ、各生産体系に応じて、本県の農林漁業経営に適し、収益性の向上につながるスマート農林水産業技術の開発・実証・普及を図るとともに、スマート農業技術の活用に適した生産方式への転換を支援します。

＜取組の内容＞

- ① 農林水産試験研究機関において、AI・IoT・ロボット技術等の先進技術やアグリテックを活用し、経営安定につながる生産技術を開発します。
- ② 農業者やメーカー・販売店、行政機関など官民が連携・協力できるプラットフォームの設置・運営によるスマート農業技術に関する情報の発信や、技術の効果的な活用に関するセミナーの開催等により、農業者へのスマート農業技術の理解促進及び更なる普及を図ります。
- ③ 土地利用型農業（露地野菜含む）への直進アシスト機能付きトラクタやドローンの導入、RTKサービスの普及、施設園芸への統合環境制御装置の導入、多様なセンシング技術やLPWA通信網を活用した茶生産システムの構築等を推進します。
- ④ 畜産においては、搾乳・哺乳ロボット、発情発見装置等の導入を促進します。
- ⑤ 林業においては、航空レーザ測量による森林資源解析成果や地籍図などを活用した森林簿情報の精度向上、クラウドシステムを活用した行政と林業事業経営体との情報共有、ドローンによる資材運搬の導入等を促進します。
- ⑥ 水産業においては、陸上養殖施設を活用した養殖技術の開発による養殖事業者への技術支援や、電気ショッカーボート等を活用した効率的な外来魚の駆除技術の普及を図ります。

（2）重点的・計画的な試験研究の実施

＜目指す方向：農業＞

本県農業における様々な課題に技術面で対応するため、試験研究機関における研究開発を計画的・効率的に推進し、新技術や新品種の実用化を図るとともに、情報発信を行い、普及を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 環境の変化に対応又は適応する生産技術の開発を強化するとともに、環境負荷を低減する持続可能な生産技術を開発します。
- ② 本県の土壌や気象環境を生かし、消費者・実需者・生産者のニーズに応えるオリジナル品種系統を早期に開発し、普及を図ります。
- ③ AI・IoT・ロボット技術等の先進技術やアグリテックを活用した生産技術を開発します。
- ④ 大規模生産を可能とする生産技術の開発や、収益性を高める品目の安定生産技術の開発等、経営体の人材不足や技術不足を補い、規模に応じた経営の安定につながる生産技術を開発します。
- ⑤ 特産物の安定生産や加工技術の開発とともに、資源の再生及び地域活性化につながる支援と指導を行います。
- ⑥ 大学や国の研究機関等の先端研究機関や、民間企業との連携を更に推進するとともに、新品種や新技術等の知的財産の権利保護などを進め、試験研究を効率的・効果的に推進します。
- ⑦ 狭山茶等の特産農林水産物の安定生産・活用技術や、特産物の加工技術など、地域の特性を生かした技術の開発と指導を行います。

＜目指す方向：林業＞

本県林業における様々な課題に技術面に対応するため、寄居林業事務所森林研究室における研究開発を計画的・効率的に推進し、新技術や新品種の実用化と普及を図ります。

＜取組の内容＞

- ① シカ食害の防止技術や、スギ種子の安定生産技術など、環境変化に対応し、持続的な生産技術を開発します。
- ② 航空レーザ測量による森林資源情報を活用した地位区分の再検討や、高齢級の林分にも対応可能な収穫予想表の更新など、生産管理技術に関する調査を行います。
- ③ ロングポット容器によるコンテナ苗の生産における省力化・低コスト及び高品質生産技術を開発します。
- ④ 埼玉県産トリュフ菌株の探索や系統保存など、地域の特性を生かした技術を開発します。
- ⑤ スギ花粉飛散量予測の精度向上のための雄花着花状況調査や、エリートツリー等の原種増産技術の開発などの調査研究を行います。

＜目指す方向：水産業＞

本県水産業における様々な課題に技術面に対応するため、水産研究所における研究開発を計画的・効率的に推進し、新技術や新品種の実用化と普及を図ります。

＜取組の内容＞

- ① カワウや外来魚による食害防除技術を開発するとともに、魚類資源の増殖技術を開発します。
- ② 食用魚と観賞魚について、消費者・実需者・生産者のニーズに応える病気への抵抗性や優良な形質を持った、競争力と適応力を持つ品種・系統の育成と普及を図ります。

- ③ 県特産のホンモロコ等の養殖魚について、管理しやすい養殖技術の開発を行います。
- ④ ワカサギの地域特性を生かした資源管理手法や、コイヘルペスウイルス病に対応した放流手法の開発、ふるさとの川魚類資源調査事業など、水辺を求めて人が集まる場や空間の創造・再生に寄与する技術及び手法の開発とともに、地域活性化につながる支援と指導を実施します。

4 優良農地の確保及び有効利用

優良農地を活用した収益性の高い農業を実現するため、農業生産の基礎となる優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業等を最大限に活用することにより、担い手へ農地を集積・集約化し、農地の有効活用を図ります。

【指標】

担い手への農地集積率

現状値 36%（令和6年度） → 目標値 50%（令和12年度）

遊休農地解消・活用面積

2,000ha（令和8～12年度）

（1）優良農地の確保

＜目指す方向：優良農地の確保＞

集団的に存在する等の条件を満たす優良農地について、農地制度の適切な運用により、良好な状態で維持・保全を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 市町村の農業振興地域整備計画の定期的な見直しを促進します。
- ② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農用地利用計画の変更基準の適切な運用を行うことにより、優良農地の確保に向けて取り組みます。また、農地法に基づく農地転用許可基準の適切な運用を行います。
- ③ 農地パトロールや宅地造成及び特定盛土等規制法所管部局と連携した同法の適切な運用等により、不法盛土など違反転用への対策を実施します。
- ④ 市町村に対して農地転用許可権限の移譲について説明会を行うとともに、市町村の要望に合わせて支援を行います。
- ⑤ 営農型太陽光発電施設において、適切に営農が継続され、農業者の所得向上等が図られるよう、農地法に基づく指導や制度内容の周知等を行います。また、太陽光パネル設置に対する補助事業の活用を促すとともに、パネル下部での農作物の収量向上に向けた技術支援に取り組みます。

（2）農地の有効利用

＜目指す方向1：担い手への農地集積・集約化＞

地域計画の実現・更新、農地中間管理事業等の活用、基盤整備事業との連携などにより、担い手への農地の集積・集約化を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 担い手への農地の集積・集約化など地域の人と農地の問題の解決を図るため、市町村等と連携して地域計画の実現・更新を支援します。
- ② 農地中間管理事業について、県、市町村、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合（以下、「農協」という。）、土地改良区等が連携し、推進会議による情報共有、重点推進地区の設定、地域の実情を踏まえた農地の受け手・出し手の掘り起こし等を行います。
- ③ 農地中間管理事業のほか、農地等の利用の最適化の推進を所掌する農業委員会によ

るあっせんや、地域計画の更新のための協議など、地域の状況に適した手法を活用し、認定農業者や農業参入企業など担い手への農地の集積・集約化を促進します。

- ④ 農地の集積・集約化と、畦畔除去による区画拡大等の耕作条件の改善や、農業用排水施設の整備を連携させた取組を推進します。
- ⑤ 農業参入企業など担い手が利用し得る農地の情報の集約・活用や、農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）の活用等を通じて、効率的に農地の集積・集約化を促進します。

＜目指す方向２：遊休農地の発生防止・解消・活用＞

遊休農地に係る調査支援、農地所有者への指導、担い手や農業に参入する企業へのあっせん・仲介等を通じて、遊休農地の発生防止・解消・活用を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 地域計画の実現・更新を行う中で、遊休農地の発生防止・解消・活用の方策検討を促進します。
- ② 遊休農地の所在等を明確にするために農業委員会が行う利用状況調査、市町村・農業委員会が行う遊休農地に関する措置の状況に関する調査を支援し、遊休農地の所有者等に対する指導を促進します。
- ③ 農業委員会が行う担い手への農地のあっせんなど農地利用の最適化業務を促進し、規模縮小を志向する農家等が所有する農地の遊休化の防止を図ります。
- ④ ほ場整備事業と併せた遊休農地の再生、農地中間管理事業や農地利用に係る法制度の活用等を通じて、遊休農地の解消・活用を進めます。
- ⑤ 遊休農地や遊休化が懸念される農地について、地域の意向を踏まえ、新たな担い手となり得る企業等の農業参入の仲介や調整を行います。
- ⑥ 集落介在農地など、担い手への集積が困難な遊休農地については、地域の担い手確保につながる新規就農希望者用の研修農場や、市民農園としての利用、景観形成作物の栽培など、地域の状況に合わせた活用を促進します。

5 生産基盤の整備

収益性の高い農業を実現するため、ほ場整備の推進、農業水利施設の保全管理、農業用ため池の防災・減災対策等を推進し、農業の生産性向上と被害の未然防止を図ります。また、林業経営の収益性向上のため、林内路網の整備により、木材生産コストの低減を図ります。

【指標】

基盤整備面積

現状値 23,711ha（令和6年度）

→ 目標値 24,282ha（令和12年度）

路網密度

現状値 24.5m/ha（令和6年度）

→ 目標値 26.8m/ha（令和12年度）

（1）農業生産の基盤の整備

＜目指す方向1：ほ場整備の推進＞

地域の目指す営農形態に応じて、適切な整備手法を検討し、将来像に沿った生産基盤の整備を推進します。

＜取組の内容＞

- ① 整備が必要と考えられる地域の状況把握に努めるとともに、市町村と情報共有を密に行い、農家の発意が把握された場合には、初期の段階から県が地域と連携することにより、農家の意向を踏まえたほ場整備の推進を図ります。
- ② 地域の目指す営農を実現するため、地域の特性（水田地帯、畑地帯）や、作物生産の意向、担い手への集積など地元の意向を踏まえ、地域の将来像に沿うと共に先端技術の活用も含め効果的な整備を進めます。
- ③ 換地により区画を再配置する通常のほ場整備のほか、畦畔^{けいはん}撤去による区画拡大や既存の道路の拡幅などを行う埼玉型ほ場整備、区画拡大を主に行う農地中間管理機構営事業など、地域の実情に適した手法により基盤整備を加速させます。

＜目指す方向2：農業水利施設の計画的な整備と保全管理＞

農業水利施設の計画的な補修・更新等を行うことにより、老朽化が進んだ農業水利施設の適切な保全管理を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 農業水利施設について、計画的な補修・更新により、費用を平準化しつつ長寿命化を図るため、「基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」の定期的な見直しを行います。
- ② 実施方針に基づく農業水利施設の計画的な補修・更新や、必要な新規整備を行います。

＜目指す方向３：農業用ため池の防災・減災対策と計画的な保全管理＞

農業水利施設として地域農業を支え、防災・減災上も重要である農業用ため池について、計画的な保全管理や点検、ソフト・ハード両面の防災対策を推進し、被害の未然防止を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 農業用ため池を管理する市町村、土地改良区等による計画的な保全管理や、地震後・豪雨後における点検等の徹底を促します。
- ② 下流に大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池については、地域防災計画へ位置付けるとともに、監視体制の整備などソフト対策を支援します。
- ③ 地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価の結果、所要の安全率を下回った防災重点農業用ため池のうち、緊急的に防災対策を行う必要があるため池について、防災対策を推進します。

（２）林業生産の基盤の整備

＜目指す方向：路網整備の促進＞

効率的な林業経営の確立のため、森林管理道の整備と併せて作業道を延伸させ、有機的に結び付いた林内路網の拡充を図ります。また、災害に強い路網づくりを促進するとともに、山村の生活に重要な役割を果たしている森林管理道の安全性を確保するための維持管理を行います。

＜取組の内容＞

- ① 森林管理道と作業道、作業ポイントなどが効果的に組み合わせられ、効率的に木材搬出ができる林内路網の整備を促進します。
- ② 機械の大型化に対応するため、森林管理道と作業道の改良を進めます。
- ③ 地形や地質に応じた整備を行い、災害に強い路網づくりを促進します。
- ④ 安全に通行ができるよう森林管理道の改良・舗装を推進するとともに、橋梁、トンネル等の施設を定期的に点検・補修して長寿命化を図ります。

6 経営力の向上と多様な担い手の育成及び確保

優れた経営力のある農林水産業の担い手を育成・確保するため、農業経営の法人化や林業経営体の経営改善等を通じて農林漁業者の経営発展を促します。また、新規就業希望者に対する研修や就業のマッチング等により新規就業を促進するとともに、女性、高齢者、障害者、企業等の活躍や参入を促し農林水産業の多様な担い手を育成します。

【指標】

農業法人数

現状値 1, 4 4 1 法人（令和6年度）

→ 目標値 1, 8 0 0 法人（令和12年度）

新規就農者数

現状値 3 3 0 人/年間（令和6年度）

→ 目標値 3 3 0 人/年間（令和12年度）

（1）農林漁業者の経営発展

＜目指す方向1：農業経営体の経営力の向上＞

農業経営の法人化、地域計画に位置付けられた担い手などへの経営支援、施設・機械の導入、資金調達、GAPの取組等を通じて、農業経営体の経営力向上を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 認定農業者等の担い手に対して法人化のメリット等の情報提供を行う経営相談窓口を設置するとともに、県内の農業・商工団体や税理士等の専門家で構成する埼玉県農業経営・就農支援センターを通じて、経営相談や経営分析等による支援を行います。
- ② 認定農業者を含め効率的かつ安定的な農業経営である担い手を育成するため、市町村をまたぐ農業経営改善計画の広域認定制度を実施するとともに、関係機関・団体と連携して行う農業経営改善計画の作成支援を行います。
- ③ 高い経営力を有し、地域の核となる農業法人の経営者を育成するため、埼玉農業経営塾を開催します。また、農業法人の様々な経営課題の解決や、円滑な事業継承について、埼玉県農業経営・就農支援センターによる伴走支援を行います。
- ④ 第三者経営継承を担い手確保の新たな手段として位置付け、経営移譲希望者と継承希望者のマッチングに取り組みます。さらに、経営移譲希望者の下での研修、継承計画の作成支援及び経営継承後の施設改修費補助などにより、農地や機械といった経営基盤やノウハウ等が円滑に継承できるよう支援します。
- ⑤ 地域計画の早期実現に向けて、地域計画の目標地図に位置付けられた地域の担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、経営ノウハウの習得や経営力向上のため経営研修や経営分析支援を実施します。
- ⑥ プラットフォームを活用したスマート農業技術に係る情報発信などにより、農業経営体の個々の経営ビジョンに適応し、生産の安定や収益性向上につながる機械、施設等の導入を支援します。
- ⑦ 農業支援サービス事業体の立ち上げや事業拡大に向けて、農業機械等の導入や農業支援サービス事業体の育成を支援します。
- ⑧ 長期かつ低利の農業制度資金を円滑に融通するため、融資機関に対して利子補給を

行うとともに、市町村や融資機関と連携して、農業者からの相談に対応します。

- ⑨ 市町村や農協、農業機械メーカー、農機販売店と連携し、農作業安全及び熱中症対策に関する啓発活動を実施するとともに、農作業事故が発生した場合の保障となる労災保険の加入を推進します。また、農業機械利用者の技術向上及び安全意識を高めるため、農業機械利用技能者養成研修等を実施します。

＜目指す方向２：林業経営体の育成と技術力の向上＞

意欲と能力のある林業経営体を育成するとともに、低コストで採算の取れる林業を実践できるよう、人材育成等を通じて技術力の向上を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 常に経営改善の意識を持ち、森林所有者への収益還元や林業の生産性の向上、雇用管理・労働安全対策に取り組む、意欲と能力のある林業経営体を育成します。
- ② 採算のとれる林業経営を実践できる経営能力の高い人材や、森林施業を提案して集約化・団地化を推進する人材、作業道を計画・施工できる技術者の育成を支援するとともに、架線集材等のこれまで培われてきた技術の継承を促進します。
- ③ スマート林業技術を活用した測量機器や高性能林業機械の導入推進、それらを扱う技術者の育成を支援し、作業の省力化や効率化、労働安全性の向上を図ります。
- ④ 即戦力となる人材を育成するため、就業希望者等への研修や林業への就労支援をします。
- ⑤ 森林所有者に代わって森林を育てる森林整備法人が行う分収林事業を支援します。

＜目指す方向３：養殖業者の育成と技術力向上＞

技術開発や普及指導を通じて、養殖業者の技術力向上を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 省力化技術の開発や収益性の高い種苗の供給を行うとともに、個別の巡回指導、講習会の実施により、養殖技術の向上を図ります。
- ② 観賞魚市場を運営する埼玉県養殖漁業協同組合、関係団体、市場以外でも販売をしている生産者との連携を図り、養殖業者への市場ニーズの情報提供により養殖経営の支援を行います。

（２）新規就業の促進

＜目指す方向１：新規就農者の確保＞

新規就農希望者に対する本県での就農意欲の喚起や就農相談対応、研修、就農先とのマッチング、資金の交付等を通じて、新規就農者の確保・育成及び定着を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 就農希望者を対象としたイベント開催や情報発信により、本県での就農意欲の向上を図るとともに、県農林振興センター等に設置した就農相談窓口での情報提供や相談対応と併せ、休日就農相談会や就農支援セミナー等を開催し、就農希望者の就農を支援します。
- ② 就農希望者の円滑な就農と定着を促進するため、市町村、農協、地域の指導農業士、農業法人等と連携した就農支援体制を構築し、明日の農業担い手育成塾による実践的な研修や、農地の確保、機械・施設の整備、既存施設の活用等、就農に必要な支援を

行います。

- ③ 農業大学校や埼玉県農林公社による具体的かつ実践的な情報提供により、就職就農を希望する者と農業法人とのマッチングを行います。
- ④ 農業大学校において、スマート農業など時代に対応した実践的な農業教育のほか、キャリアコンサルタントによるキャリア教育や学生の生涯プラン作成の支援、親元就農や新規参入、就職就農など学生が希望する進路に応じた就農支援、農業高校の生徒を対象とした研修等を行います。
また、農業大学校の施設・機械等の整備・充実を図ります。
- ⑤ 国の事業を活用した資金の交付や、農業経営開始に必要な施設・機械の導入支援を行い、就農意欲の喚起や就農後の定着を図ります。
- ⑥ 第三者経営継承を担い手確保の新たな手段として位置付け、経営基盤やノウハウ等経営資源の円滑な継承を支援するとともに、女性の就農を促進するため、女性が働きやすい環境整備の取組を支援します。

＜目指す方向２：林業への新規就業者の確保＞

林業の魅力発信、就業支援、技術研修等を通じて、林業への新規就業者の確保、林業を实践できる優れた人材の育成及び定着を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 林業に関心の高い若者のほか、県内外から幅広い層の新規就業を募るため、埼玉県林業労働力確保支援センターが行うセミナー等を支援し、本県の林業の魅力を発信します。
- ② 新規就業希望者に対して、林業の知識や技術を身に付ける研修や就業相談を実施するとともに、地域に定着できるよう移住・定住支援を行います。
- ③ 林業事業経営体による作業員の雇用を支援するとともに、労働安全の確保や労働環境の改善、技術・技能の習得を促進します。
- ④ ICTの活用や新たな林業機械の導入等により重筋作業や労働災害の防止などを軽減するなど、魅力ある職場づくりを進め、新規就業者の定着を促進します。

＜目指す方向３：養殖業への新規就業者の確保＞

養殖業への新規就業者等に対して、知識、経験に応じたきめ細やかな支援を行い、就業者の確保を図ります。

＜取組の内容＞

新規就業者を発掘するため、県水産研究所において、就業に関する個別相談や情報提供を行うとともに、後継者や新規就業希望者を対象に養殖技術の個別指導や講習会を開催します。

（３）多様な担い手の育成

＜目指す方向１：女性の活躍推進＞

女性が主体となる活動への支援、農業経営や地域農業における女性の参画促進、人材育成、ネットワークづくり、職場環境の改善等を通じて、農林水産業に従事する女性がいきいきと活躍できる環境を整備します。

＜取組の内容＞

- ① 女性が参画することによる農業経営の発展を目指し、新たなビジネスにチャレンジする取組を促進します。また、次世代の経営者としての優れた経営感覚を醸成するとともに、地域農業のリーダーとなる女性農業者を育成するため、県内で活動している女性農業者グループの支援や研修会の開催などを通じ、研鑽の機会を設けます。
- ② 女性農業者の取組についてSNS等を活用した情報発信を行うとともに、女性農業者のネットワーク化を推進します。
- ③ 女性が地域における政策決定の場へ参画できるよう、農業委員、農地利用最適化推進委員、農協理事、土地改良区理事、県の施策検討に係る専門家会議等への就任を促進することにより、農業・農村における男女共同参画を促進します。
- ④ 林業の現場における職場環境改善を支援し、女性作業員の就業を促進するとともに、森林・林業活性化のための活動等に対し支援します。
- ⑤ 家族農業経営において、家族が役割分担して経営に参画する仕組みとしての家族経営協定の締結を促進します。

＜目指す方向２：高齢者の活躍促進＞

高齢農業者がその経験や知識、技術を生かし地域で活躍できるよう支援します。

＜取組の内容＞

- ① 高齢農業者が有する農業関連の豊富な知識や技術、経験について、次世代への伝承を促進します。
- ② 退職後に農業に取り組む者を含め、中高年齢者の活躍が促進されるよう、農業技術の普及指導等を通じて支援を行います。
- ③ 農作業を軽作業化する技術、機械等の普及を推進します。
- ④ 高齢者を含む地域住民の活動などを通じて、農業・農村が持つ多面的機能が発揮されるよう、地域での生態系保全や農業用排水路、農道の管理等に係る活動を支援します。

＜目指す方向３：本県農業への企業等参入の促進＞

企業や経営力の高い農業法人を本県農業の新たな担い手に位置付け、相談窓口の設置や、参入候補地の情報提供及び遊休農地の整備支援等を通じて、企業等の参入を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 本県に農業参入を希望する企業等を確保するため、農業参入セミナー等のイベントの開催や企業誘致推進員による誘致活動、農業展示会等における相談窓口の設置、企業参入マニュアルの作成等を行います。
- ② 農業への参入を希望する企業や経営力の高い農業法人等が本県へ円滑に参入し、地域に定着できるよう、県に設置した企業等農業参入相談窓口において、参入候補地の情報提供、農業技術の支援等を関係機関と連携して行います。
- ③ 農業の担い手確保が困難な地域や未利用農地が多い地域において、農業参入を目指す企業や経営力の高い農業法人などを積極的に誘致し、農地の利用調整や遊休農地の整備支援等を行うことにより、農地の有効活用と集約化を図ります。
- ④ 地域との信頼が構築されるまでは、関係機関と連携し、参入した企業等への農業技

術等の支援や地域への定着、経営発展の支援を円滑に行う体制を整備します。

＜目指す方向４：中小・家族経営による地域の下支え＞

中小・家族経営は、農地の継続的な利用や、農協における生産・販売の取組への参加などを通じて、農地の維持・管理や地域社会の維持に重要な役割を果たしています。また、複数の農家が共同で農業生産を行う集落営農は、生産や販売活動の共同化を通じて地域農地の持続的な利用に貢献しています。こうした機能が今後も発揮されるよう、中小・家族経営が行う農業生産や地域活動に係る支援を行います。

＜取組の内容＞

- ① 中小・家族経営においても安定的に農業生産を続けられるよう、農業技術の普及、施設整備等について支援を行うとともに、国の経営所得安定対策をはじめとした経営規模の大小にかかわらず担い手が活用できる施策の情報提供を行います。
- ② 中小・家族経営が生産する農産物の販売が促進されるよう、農産物直売所の機能強化など、県産農産物を販売する場の拡大を促進します。
- ③ 日本型直接支払制度を活用し、中小・家族経営の参加の下で行われる農道、農業用排水路等の維持管理・保全の取組を支援します。
- ④ 集落営農等が地域農業の中核的な担い手として持続的に発展し、優良農地の次世代への継承を目指す取組を支援します。

＜目指す方向５：農福連携＞

農業と福祉の連携を通じて、高齢化や人手不足といった課題を抱える農業現場に新たな担い手を確保し、地域農業の持続可能な発展を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 埼玉県農業経営・就農支援センターを通じて、障害者雇用を希望・検討している農業者に対して社会保険労務士や農福連携に取り組んでいる農業者を派遣し、支援を行います。
- ② 農業法人などへ、障害者が活躍している事例の紹介や障害者の就労制度の説明を行い、農福連携への理解促進を進めます。
- ③ 県内の農福連携に取り組む障害者支援施設や農福連携コンソーシアムに取り組む事業者などとの意見交換会などを通して、最新の動向やニーズを把握し、効果的な連携体制の構築を目指します。

7 災害等のリスクへの対応

自然災害、感染症、高温、鳥獣被害、家畜伝染病、病虫害等の農林水産業を脅かすリスクに対応し収益性の向上にもつなげていくため、災害予防、危機管理体制の強化、セーフティネットの普及等を推進します。

【指標】

防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数

現状値 30か所（令和6年度） → 148か所（令和12年度）

（1）災害対策の推進

<目指す方向1：農業災害対策等の推進>

近年増加傾向にある気候変動による豪雨をはじめとする様々な災害へ対応するため、農業用施設の防災・減災機能の強化、危機対応の準備や農業保険（収入保険及び農業共済）などセーフティネットへの加入促進、農業者への情報提供システムの構築等により、災害への備えを進めます。また、農業災害による被害が生じた場合は、補助事業等により復旧を支援します。

<取組の内容>

- ① ため池や排水機場をはじめとする農業水利施設等の計画的な修繕や更新を実施し、耐震化・長寿命化による防災・減災機能の強化を推進します。また、降ひょう等による果樹への被害を防止するため、多目的防災網等の設置を促進します。
- ② 災害や感染症の発生等の緊急事態であっても、継続的に生鮮食料品等を生産・供給できるよう、農業法人等による危機対応の準備を促進します。
- ③ 農業共済組合や関係機関と連携し、農業保険への加入を促進します。畜産については、家畜防疫互助事業への参加を促進します。
- ④ 農業災害による被害が予想される場合に、気象情報や技術対策資料を迅速に農業者に提供できるシステムを構築します。
- ⑤ 高温による品質や収量への影響に対しては、高温耐性品種の導入、高温に強い品種への転換、高温対策技術の導入、高温対策設備の導入など、現場の状況やニーズに応じて、経営の安定と収益性の向上に資する対策の実施を推進します。
- ⑥ 農業災害による被害が生じた場合は、国や市町村等と連携し、補助事業や制度資金等を活用して被災した農業者の経営継続・再開を支援します。また、農業水利施設等の被災を想定した訓練や研修会を実施し、迅速な災害対応体制を確立します。
- ⑦ 農作物、家畜、トラクタ等の盗難被害防止及び農作業安全対策について、市町村や農協、県警と連携し、チラシ配布や県ホームページ、広報誌等への掲載を通じて、農業者等への注意喚起を行います。

<目指す方向2：山地災害対策の推進>

山地に起因する土砂災害等から県民の生命や財産を保全し、安全・安心な生活環境を確保します。

<取組の内容>

- ① 新たな崩壊等のおそれのある森林において、治山施設を整備します。
- ② 既存の治山施設の定期的な点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。

- ③ 伐採等を制限する保安林の適切な管理や整備を推進します。
- ④ 台風や豪雨などにより、山地の崩壊や溪流の荒廃が発生した場合は、速やかに復旧対策を行います。
- ⑤ 林野火災の予防のため、広報活動や森林保険への加入を促進します。また、延焼拡大防止のため、情報収集体制を整備し、市町村等と緊密な連携を図るなど、効果的な林野火災対策を進めます。

（２）鳥獣及び特定外来生物による被害の防止

＜目指す方向：鳥獣及び特定外来生物による被害の防止対策の推進＞

地域ぐるみの鳥獣被害対策への支援、県境を越えた対策、捕獲した鳥獣の活用促進等を通じて、鳥獣被害の防止を図ります。また、ほ場や農業用水路における外来植物の防除を促進するとともに、河川や湖沼における外来魚の駆除を進めます。

＜取組の内容＞

- ① 市町村に対し、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の策定や「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進するとともに、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する指導者を育成します。
- ② 市町村等と連携し、鳥獣による被害状況や対策、個体数調整等の情報の共有化を行います。また、周辺都県等と連携し、広域的な個体数調整を促進するとともに、被害状況や対策の情報共有、被害防止技術の開発・普及等を推進します。
- ③ 捕獲した鳥獣の処理について、市町村等と連携し、ジビエ利用を含め幅広い活用を支援します。
- ④ 森林において、シカによる食害やクマによる剥皮被害を防止するため、獣害防止柵や樹皮ガード等を設置します。
- ⑤ 森林の獣害地について、自然力の活用により整備コストを縮減した環境林整備の手法を確立・普及します。
- ⑥ 外来植物による農作物の被害状況や対策に関する情報発信、技術指導を行い、農業者への外来植物に対する知識・理解を深めることで、早期の対策を促進します。
- ⑦ 河川や湖沼において、刺し網捕獲による外来魚の駆除等を進め、魚類資源の減少を防ぎます。

（３）伝染性疾病及び病害虫の発生の予防及びまん延の防止

＜目指す方向１：伝染性疾病対策の推進＞

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の徹底に向けた危機管理体制の強化、ブランド畜産物の遺伝資源の保護等により、家畜伝染病のリスクから畜産を守ります。

また、養殖水産動植物における伝染性疾病のまん延防止を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 畜産農場への巡回指導等を通じて、畜産農家において飼養衛生管理基準が遵守されるよう指導を徹底し、家畜疾病の発生・まん延防止を図ります。
- ② 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱などの発生に備え、防疫演習の開催や防疫資材の備蓄などにより、危機管理体制を強化します。
- ③ 畜産農家が集中する県北地域に基幹家畜保健衛生所を整備することにより、家畜伝染病の検査・診断の迅速化及び畜産農家の支援強化を図ります。

- ④ 農業高校にタマシヤモ原種鶏を分散飼育することにより、家畜伝染病によるブランド消滅を防ぎます。
- ⑤ 魚類疾病の予防対策を徹底して養殖魚などの損失を防止するとともに、コイヘルペスウイルス病などの伝染性疾病の発生に備えた防疫対策の指導・普及を行い、疾病のまん延防止と危機管理体制の強化を図ります。

＜目指す方向２：病虫害防除対策の推進＞

病虫害の予防、農業者への発生予察情報の提供、発生時の防除対策等により、病虫害による農林水産業への被害拡大を防止します。

＜取組の内容＞

- ① 国内の農作物に重要な被害を与える病虫害の侵入防止のため、県内の生産ほ場等で侵入警戒調査を実施し、国と連携して、発生状況の把握や注意喚起、的確な防除対策を講じます。
- ② 国及び県で定めるところにより病虫害の発生状況を調査し、病虫害による被害が予想される場合に、県病虫害防除所による発生予察情報及び技術対策資料を、迅速に農業者へ提供します。
- ③ 重要病虫害や新規病虫害、急激に増加した病虫害の発生時には、関係機関と連携し、まん延防止対策を講じます。
- ④ 総合的病虫害・雑草管理（総合防除（I P M））の普及・定着を推進し、効果的な防除を促進します。
- ⑤ 温暖化等の影響により急増しているイネカメムシについて、適期防除を指導するとともに、より効果的な防除対策として広域一斉防除を推進します。
- ⑥ 松くい虫やナラ枯れ等の森林病虫害の被害について、必要な防除対策を実施します。

8 農山村振興と住民の多様な関わり創出

魅力ある農山村の振興を図るため、農山村における生活環境の整備や、農山村の地域資源を活用した所得と雇用機会の確保を促進します。また、都市と農山村との地域間交流等を通じて、農林水産業・農山村に対する県民の理解を促進するとともに、都市農業の振興を図ります。

【指標】

農山村へつないだ都市住民の延べ人数
5,000人（令和8～12年度）

（1）農山村の振興

ア 農山村における生活環境の整備

＜目指す方向1：農山村における快適な暮らしの創出＞

生活排水処理施設等の整備、企業や大学生との連携による地域活動などにより、農山村における快適な暮らしを創出します。

＜取組の内容＞

- ① 農業集落排水施設について、市町村の公共下水道や合併浄化槽の整備との調整を図るとともに、既に整備が完了した農業集落排水施設の適時適切な補修・更新を促進します。
- ② 県産木材などの自然素材を利用し、自然と調和した公園施設や集落道等の整備を促進するとともに、農業施設や公共施設等への県産木材の利用を図り、温かみのある木の空間づくりを促進します。
- ③ 災害時の迂回路となる森林管理道や山地災害を防ぐ治山施設を適切に設置し、山村の安全・安心な生活を確保します。
- ④ 企業や大学生の持つ新しい視点や専門知識などを活用し、地域住民との協働活動を支援します。また、中山間地域の活性化の推進や、助言を行う人材を育成するための研修会を実施するなど、地域住民活動を支援します。

＜目指す方向2：里山・平地林の整備＞

景観の向上や生物多様性の保全を図り、魅力ある農山村を創生するため、手入れが行き届かず荒廃した里山や平地林の整備を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 里山・平地林を適切に維持管理するため、繁茂してしまった竹やササの刈払い等を行う地域の活動を支援します。
- ② 市町村や地域住民、ボランティア団体が取り組む里山・平地林整備の担い手の育成を支援します。
- ③ 里山・平地林の若返りを図るため、更新のための伐採を支援します。
- ④ 整備後の森林について、憩いの場やこどもの自然体験の場としての活用を促進します。

イ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

<目指す方向１：地域資源を活用した中山間地域農業・林業・木材産業の振興>

企業等との連携を促進することでビジネスチャンスを開拓し、中山間地域ならではの多彩な資源や特性を生かした観光農業など、中山間地域農業の振興を図ります。また、広葉樹を活用した特用林産物などの地域資源を生かした林業・木材産業の振興を図ります。

<取組の内容>

- ① 企業等と連携し、地域に埋もれた資源を活用するなど、地域性を生かした付加価値の高い商品の開発・販売の取組を支援します。
- ② ポータルサイトや各種イベント、企業の広報媒体などを活用し、中山間地域の農業・農山村に関する情報を発信します。
- ③ 中山間地域等直接支払制度を活用し、傾斜地などの条件不利地の農用地を維持していくために、地域ぐるみで取り組む農業生産活動等を支援します。また、集落全体で取り組むべき新たな生産技術や鳥獣害対策等の調査研究を行い、農業生産の維持・拡大による中山間地域の活性化と農地の利用促進を支援します。
- ④ 広葉樹等を利用し、家具や食器、しいたけの原木、薪やチップなどをつくる森林産業を支援します。
- ⑤ 森林資源の有効活用に取り組み、きのこ生産などの生産基盤体制や流通体制の整備を支援します。

<目指す方向２：魚影の濃い川づくり>

魚を増やす取組と減らさない取組を一体的に行い魚類資源の回復を図るとともに、自然環境の保全や漁場の適正な管理を行うことで、将来にわたり県民が河川漁業の恵みを楽しむよう、魚影の濃い川づくりを進めます。

<取組の内容>

- ① 陸上養殖による生産技術開発試験等、放流効果の高い増殖技術の開発と普及を図るとともに、産卵床造成や魚巢の設置などの増殖活動を促進します。
- ② 巢落とし等によるカワウの駆除と刺し網捕獲等による外来魚の駆除を進め、魚類資源の減少を防ぎます。
- ③ 漁協の活動を通して行う生態系の維持・保全活動、体験活動への支援や各種情報の提供を行います。
- ④ 遊漁情報や釣りマナー情報など、生態系に配慮した漁場利用に関する情報の提供を関係機関と連携して進めます。
- ⑤ 漁業協同組合連合会と連携し、漁協の活動を支援します。

(2) 県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進

ア 都市と農山村との地域間交流の促進

<目指す方向１：農山村地域への移住の促進>

本県の農山村に関心のある都市住民等に対する農ある暮らしの情報発信や農山村での交流活動の開催等を通じて、関係人口を創出することにより、地域コミュニティの担い手の増加や農林水産業との副業・兼業を含めた農山村での多様な生活の在り方の実現を図るため、農山村地域への移住促進や二地域居住などの関係人口創出を支援し

ます。

＜取組の内容＞

- ① 移住情報サイトなどを活用し、首都圏に近い本県の農ある暮らしの魅力や、移住等に関する情報を広く発信します。また、本県の移住相談窓口や市町村と連携し、農ある暮らしに関心のある移住希望者を対象としたセミナーなどを開催し、農山村への移住促進や二地域居住などの関係人口創出を支援します。
- ② 農山村体験ツアーや移住希望者と地域の支援者との交流会を開催するなど、農ある暮らしの体験の場を提供します。
- ③ 農山村地域に関心のある都市住民を応援する地域サポーター活動を拡大するなど、移住者を受け入れるための体制整備を支援します。

＜目指す方向２：グリーン・ツーリズムの推進＞

観光農園などの農業・農山村の魅力の発信等を通じて、地域の特色を生かしたグリーン・ツーリズムの取組を支援します。

＜取組の内容＞

- ① ウェブサイト等により、観光農園、体験交流施設、農産物直売所、宿泊施設等の情報を広く発信します。また、県グリーン・ツーリズム推進協議会と協働して、農業・農山村の魅力発信します。
- ② 市町村や企業等と連携し、市町村域を越えた広域連携による観光農園への集客や、森林を観光資源として活用した取組などを促進します。
- ③ 中山間地域の活性化に向け、地域の農業者や農業関連団体との協働により、地域の特産農産物や農業の取組や、多面的機能に関する広域的な広報活動、観光農園のPRなど、情報発信を実施します。
- ④ 訪日外国人観光客等の増加を視野に、外国人の受入れが可能となる観光農園等の情報発信を支援します。

＜目指す方向３：都市と山村の連携による森づくり＞

森林整備や木材の利用促進の財源となる森林環境譲与税が、都市部市町にも山側市町村にも配分されていることを踏まえつつ、県内の都市部市町及びその住民について、本県の森林・林業への理解を醸成し、都市と山村の連携による森づくりを促進します。

＜取組の内容＞

上流域の山側市町村と下流域の都市部市町との連携協定などを促し、森林整備や木材利用、地域間交流の取組を支援します。

イ 農林水産業に関する情報提供の推進及び学習機会の増大

＜目指す方向１：花と緑に囲まれた暮らしの推進＞

花植木の多様な効用に係る県民の理解を深め、日常生活への花の定着を図るため、花植木の魅力に係る周知・広報、花と緑に触れ合う機会の創出等を推進します。

＜取組の内容＞

- ① 花植木展示会などを通じて、生活様式に合わせた花の楽しみ方を提案するとともに、暮らしに潤いや安らぎを与える花植木の魅力を発信します。
- ② 公共施設や商業施設などの地域における花飾りを促進します。

＜目指す方向２：学校ファームの充実＞

次世代を担うこどもたちが、農業体験を通じて農業や環境などに対する理解を深めるため、関係機関と連携して資材提供や技術指導を行うなど、学校ファームの活動を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 市町村に設置されている学校ファーム推進協議会との連携の下、学校ファームの取組状況を把握し、必要な支援を行います。
- ② J Aグループさいたまと連携し、学校ファームに必要な資材や補助教材等を提供します。
- ③ 学校ファームを実施する学校の要望に応じて、営農技術の指導などの支援を行います。
- ④ 「収穫物を活用した加工、調理実習」、「生き物の観察」、「収穫物の販売」、「市民祭りでの出品」、「学校給食への活用」等、農業体験活動以外の活動事例を紹介するなど、学校ファームにおける取組の充実を促進します。

＜目指す方向３：農林公園、森林ふれあい施設等の利用促進＞

多くの県民が楽しみながら農林業や森林などについて学ぶ機会を提供するため、体験学習やイベントの充実を図るとともに広報を工夫し、農林公園や森林ふれあい施設等の利用促進を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 施設が広く県民に利用されるよう、指定管理者やボランティア等との協働により、農林業や森林の魅力を分かりやすく伝え、健康増進にも役立つ魅力ある体験学習やイベントの充実を図ります。
- ② ウェブサイトや広報誌など様々な広報媒体を活用したPR活動を強化します。
- ③ 来訪者が安全で安心して利用でき、農林業や森林に親しむことができるよう、施設の老朽化や利便性の向上に配慮した整備を計画的に行います。

＜目指す方向４：市民農園での活動促進＞

県民が農業に接する機会を確保するため、地域農業との調和を図りながら、多様な主体による市民農園の整備を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 市町村等に対して、関連法令に基づく市民農園に関する制度を周知するとともに、市民農園開設に係る手続を支援します。
- ② 農業経営の一形態として開園し、農家の指導のもと農作業を体験できる農園利用方式による市民農園の設置を支援します。
- ③ 集落介在農地や生産緑地などの担い手への集積が困難な農地については、地域での話し合い等を通じて市民農園などの利用を検討し、農地の有効利用を促進します。
- ④ 市民農園を容易に探せるよう、ウェブサイト等により県民に周知を図ります。

＜目指す方向５：森林環境教育及び木育の推進＞

「第75回全国植樹祭」で発信した森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」

を推進するとともに、森林が持つ多面的機能や、森林整備、木材利用の必要性等について理解を深めるため、森林資源を生かした施設の充実や、森林インストラクター等の育成、森林環境教育や木育の機会の創出を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 森林環境教育の場として効果的かつ効率的に機能が発揮されるよう、県内の森林ふれあい施設の機能集約・移管の検討を行いつつ、森林資源を生かした県内施設の適切な維持運営を行います。
- ② 森林環境教育に対応できる森林インストラクターや、県産木材の理解を深めるための体験プログラムを提案できる人材を育成します。
- ③ 民間団体や市町村と連携して森林環境教育や木育の推進体制を整備し、教育機関との連携やイベントにより、次世代を担うこどもたちへの森林環境教育や木育の機会の創出を図ります。

ウ 県民参加の森づくりの推進

＜目指す方向：県民参加の森づくりの推進＞

健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る機運を醸成し、県民参加による森づくりを推進します。

＜取組の内容＞

- ① 広く県民が森林の大切さを理解し、森林活動を体験する機会の充実を図ります。
- ② 森林ボランティアの活動を希望する県民に対して、森林における安全作業を学習できる機会の充実を図ります。
- ③ 森林ボランティア団体の活動に対する支援を進めます。
- ④ 社会貢献を目的として森づくりを希望する企業が、県内の森林において活動しやすくなるよう、環境整備を図ります。
- ⑤ 将来にわたって森づくり活動が継続されるよう、意識の醸成を図ります。

(3) 都市農業の振興

＜目指す方向：都市農業の経営維持、多面的機能の発揮及び都市住民の理解の醸成＞

地場産農産物の利用促進や都市農地の貸借促進等により農地を有効活用し、都市農業の経営維持及び多面的機能の発揮を図るとともに、都市住民の理解の醸成を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 都市農業振興基本法に基づき市町村が定める地方計画の策定を促進します。
- ② 意欲ある都市農業者の営農継続と農地の有効利用を図るため、都市農地の貸借制度の活用を促進するとともに、特定生産緑地制度の活用について周知を図ります。
- ③ 消費地に近いという販売面での優位性を生かし、いちご栽培など付加価値の高い農産物の生産により、収益性の高い持続可能な都市農業の振興を図ります。
- ④ 体験農園や防災協力農地の設置など、農地の維持・活用につながる多様な取組を促進します。
- ⑤ 見沼田圃について、その治水機能を保ちつつ、地域の主要作物である花・植木や野菜等の産地づくりや新規作物の導入などの担い手支援のほか、観光農園及び市民農園の整備を促進するとともに、田圃景観の重要な構成要素としての斜面林の保全

を含め、都市と調和した特色ある農業の振興を図ります。

- ⑥ 農地と平地林が一体となった景観を残す三富^{さんとめ}地域について、世界農業遺産として認定された伝統的な農法等を次代に引き継ぐ取組を支援するとともに、地域の農業者やNPO等と連携し地域の特徴を生かした農業の振興を図ります。

9 環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮

農林水産業の生産活動等に由来する環境負荷を低減するとともに、カーボンニュートラルに向けて、農林水産業に由来する温室効果ガスの排出削減、森林の温室効果ガスの吸収・貯蔵機能の向上、農山村バイオマスの有効活用などの取組を促進します。

また、農林水産業・農山村の多面的機能の発揮のため、地域の共同活動による水路や農道などの維持管理・保全を図ります。

さらに、森林の公益的機能の発揮のため、水源涵養機能を持続的に発揮できる森づくりや、生物多様性の保全につながる取組を進めます。

【指標】

環境負荷低減に取り組む農業経営体の割合

現状値 7%（令和5年度） → 目標値 10%（令和12年度）

多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合（カバー率）

現状値 34.4%（令和6年度）

→ 目標値 38.6%（令和12年度）

（1）環境負荷低減の取組の促進と温室効果ガスの吸収・貯蔵機能の向上

＜目指す方向1：農業＞

「埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画」に基づき、農業における環境負荷低減の取組の促進を図ります。また、環境に配慮した持続可能な農業への食品関連事業者や消費者の理解を促進し、販路拡大を図ります。

また、試験研究機関において、化学肥料・化学農薬の使用量削減や温室効果ガスの排出量削減に関する栽培技術の研究を行い、その成果の普及を図ります。

さらに、施設園芸における省エネルギー化の取組を推進し、環境負荷低減を図ります。

＜取組の内容＞

- ① 環境に配慮した持続可能な農業への取組者に対し、国の環境保全型農業直接支払交付金等の補助事業に関する情報提供等により支援します。また、有機JAS認証制度や特別栽培農産物認証制度等を活用した農産物の生産に係る支援や、環境負荷低減事業活動実施計画策定の助言及び技術指導等を行います。
- ② 地域内資源の循環を促進するため、家畜排せつ物や下水汚泥等の未利用資源を原料とした資材及び施用技術の普及を図ります。
- ③ 有機農業者の課題解決に向けた研修会や自主活動を支援します。また、環境負荷低減に資する農業技術や販売方法等の情報提供を行います。
- ④ 環境負荷低減に取り組む農業者と流通業者との情報交換や、商談会への出展等を支援し、実需者と農業者等のマッチングを促進します。また、食品関連事業者や消費者に対し、環境負荷低減を図る生産方式について理解促進を図るとともに、特別栽培農産物利用店の指定等を通じて環境に配慮した持続可能な農業により生産された農産物の販路を拡大します。
- ⑤ 農林水産試験研究機関において、環境変化に対応又は適応する生産技術の開発を強化するとともに、環境負荷を低減する持続可能な生産技術や地域内資源の活用に係る技術を開発します。

- ⑥ 畜産における家畜排せつ物管理方法の変更や、秩父高原牧場を活用した牛の放牧の実施、温室効果ガスの削減に資する飼料の活用など、畜産農家の実情に即した取組を推進します。
 - ⑦ 家畜排せつ物の適正処理の推進や化学肥料の使用低減に資する家畜排せつ物の利用拡大に向けた畜産農家と耕種農家の連携による取組を促進します。
 - ⑧ ヒートポンプの導入による園芸用施設の暖房のハイブリッド化など、施設園芸における省エネルギー化の取組を推進します。
- また、廃CO₂の回収・利用技術などの新技術の実証を進めます。

＜目指す方向２：林業・水産業＞

二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、森林を適正な状態に維持するとともに、炭素を長期間貯蔵し続けることができる県産木材の利用を促進します。これらの取組を通じて、地球温暖化防止に貢献します。

また、養殖業の排水による汚濁負荷の低減に努めます。

＜取組の内容＞

- ① 間伐や伐採跡地の再造林、里山や平地林等の森林整備の促進を図り、健全で活力ある森林を維持します。
- ② 高齢林を伐採して再造林を行い、森の若返りを図ります。
- ③ 県産木材の利用促進を図るとともに、県民や企業等による森林整備や県産木材による二酸化炭素の吸収量・貯蔵量の認証、環境への貢献度の「見える化」を図ります。
- ④ 国の森林吸収源対策に応じ、間伐等の適切な森林整備を促進します。
- ⑤ 養殖業について、環境負荷低減活動の啓発を行うことで、排水による汚濁の低減に取り組みます。

＜目指す方向３：農山村バイオマスの利活用の促進＞

農山村等に豊富に存在する各種バイオマスが、堆肥や再生可能エネルギーとして、より一層利活用される仕組みの構築を支援します。また、畜産農家と耕種農家の連携を推進するとともに、良質な堆肥の生産及び円滑な流通や家畜排せつ物の適正な利用を促進します。

＜取組の内容＞

- ① 農山村バイオマスの相談窓口において、幅広い相談に対応します。また、農山村バイオマスに係る研修会を開催し、県民、農業者、関係事業者等を対象に情報提供を行います。
- ② 堆肥等を活用した土づくりを通じて、化学肥料や化学農薬の使用低減など、環境に配慮した取組を支援します。また、家畜排せつ物の堆肥化施設の整備や、散布機械の導入を支援するとともに、良質な堆肥の生産のための技術支援を行います。
- ③ 畜産農家と耕種農家の連携による稲わら・麦わら等の飼料化や堆肥化等、地域の実情に即した取組を促進します。

- ④ 事業系食品残さについて、堆肥化等の利活用を促進するため、研修会の開催やイベントでの啓発活動を行います。
- ⑤ 農業集落排水施設の管理者や農業者等に対し、汚泥リサイクルの理解促進を図ります。
- ⑥ 木質ペレット・チップ等の製造及び木質バイオマスを活用したボイラー等の導入を支援します。

(2) 農業・農山村の多面的機能の発揮

<目指す方向：農業・農山村の多面的機能の発揮>

日本型直接支払制度を活用した地域の共同活動による農道、農業用排水路等の維持管理・保全などを通じて、農業・農山村の多面的機能の向上・発揮を図ります。

<取組の内容>

- ① 化学肥料や化学農薬の使用量の削減等の取組に対し、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境保全型農業の技術向上や理解促進に関する活動を支援します。
- ② 中山間地域では、中山間地域等直接支払制度を活用し、傾斜地などの条件不利地の農用地を維持していくために、地域が共同で行う草刈りや水路の整備などの農業生産活動等を支援します。また、先進地事例やモデル地区の活動の紹介を通じて、地域の共同活動が地域資源の適切な保全管理の推進に有効な手段であることをPRします。
- ③ 多面的機能支払交付金の活用により、地域住民の参加による農道や水路法面の草刈りや軽微な補修、植栽や生態系保全活動等の共同活動を支援します。
- ④ 地域の共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、複数の集落協定間での活動の連携や統合、多様な組織等の参画に向けたネットワーク化活動計画の策定を支援します。

(3) 森林の公益的機能の発揮

<目指す方向1：水源涵養機能の発揮>

豊かな下層植生を維持し、雨水等による森林土壌の表面侵食や土砂流出を防ぐことにより、清らかな水を安定的に供給し、水源涵養機能を持続的に発揮できる森づくりを推進します。

<取組の内容>

- ① 間伐や枝打ちなどの適正な森林整備により、土壌の表面侵食や流出を防ぐ下層植生を豊かにし、雨水の浸透・保水機能を持続的に発揮させます。
- ② スギやヒノキの人工林において、間伐作業と合わせて広葉樹を育成する針広混交林の造成を推進します。
- ③ 人工林の伐採後の再造林を促進し、伐採跡地を早期に森林の状態に回復させます。
- ④ 埼玉県水源地域保全条例を適切に運用し、水源林を保全します。

<目指す方向2：生物多様性の保全と快適な環境の形成>

生物多様性の確保のため、原生的な森林を保全するとともに、多様な生物が生息できる環境に配慮した森林の整備・保全を推進します。また、快適な生活環境を形成・

維持するため、都市及び近郊の森林を良好な状態に維持します。

<取組の内容>

- ① 在来種の広葉樹を植栽するなど、樹種、林齢構成の異なるタイプの森林を配置する整備を進め、多様な生物の生息・生育地を確保します。
- ② 奥秩父の原生林をはじめ、重要な生態系を有する森林の保全を図ります。
- ③ 都市及び近郊に残された里山や平地林の整備を促進し、循環利用を図りつつ適切な状態に維持することにより、多様な生態系確保や快適な環境を形成します。

第Ⅴ章 計画の推進に当たって

1 県民参加の取組の必要性と役割分担

本計画に掲げる将来像を実現するためには、農林水産業・農山村が果たす役割について、農林漁業者や関係団体、行政のみならず、広く県民全体において理解を深め、幅広い支援や支持を得ながら、各主体がそれぞれの役割を認識し、積極的な取組を展開することが必要です。

条例においても、農林水産業の振興に関して、県、農林漁業団体、農林漁業者、関連産業の事業者・団体及び県民の責務や役割が明記されています。県は、条例に明記された各主体や市町村等と連携し、将来像の実現に向けて率先して取り組むとともに、関係者の意欲的な取組を支援します。

(1) 県の役割

条例は、県の責務として、条例の基本理念にのっとり、地域の特性に配慮しながら、地域の農林漁業者及び国、市町村、農林漁業団体等と連携協力を図り、農林水産業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする旨を規定しています（第4条）。

こうした責務を果たすため、県は、他の主体と連携・協働しながら、農林漁業者や農山村地域の自立・自走を促進する施策をはじめ、本県の特性と実情に即した施策を講じます。その上で、施策の効果を検証するとともに新たな知識や技術を蓄積し、更に効果的な施策を検討・実施していきます。

また、農林部内のみならず、産業や環境などの関連分野の所管部局と十分に連携し、アグリテックの活用や鳥獣害対策などの課題解決に向けて、各施策に取り組んでまいります。

県が持つノウハウや情報、信用力を最大限に発揮し、官民連携プラットフォームの運営などにより、積極的な情報発信や、他分野の事業者等との連携を促進し、迅速かつ効率的な取組を展開します。

また、デジタル技術を活用した行政情報システムの活用を促進し、行政事務の効率化や、県民及び事業者の利便性の向上を推進します。

あわせて、広域的な観点から、他の主体と適時的確に情報を共有できるよう、情報の収集・発信を行います。

(2) 市町村の役割

市町村は、地域の農林漁業者にとって身近な行政機関であることから、地域における農林水産業・農山村の目指す方向を明確にし、地域での主導的な役割を発揮することが重要です。担い手の育成、農地・森林の利活用の推進、各市町村の特性に応じた生産振興や地域活性化等において、国や県、農林漁業団体と連携して施策を推進することが重要です。

また、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、地域の関係機関や団体、地域住民等と密接に連携し、地域の特性を生かすことができる取組を展開することが重要です。

(3) 農林漁業団体の役割

条例は、農林漁業団体の役割として、「農林水産業の振興を図るため、農林水産業以外の多様な事業者等との連携に努めるとともに、良質かつ安全な農林水産物の安定的な供給

を担う主体であることを深く認識し、基本理念の実現に自ら積極的に取り組むものとする」と規定しています（第5条第1項）。

こうした役割を果たす上で、農林漁業団体は、各団体の役割を最大限発揮し、地域の農林漁業者、住民、他産業の多様な事業者等との連携を図りながら、消費者や農林漁業者のニーズに対応したサービスの向上や事業活動に努めることが重要です。

また、市町村等と連携しながら、産地が将来にわたって持続的に発展していく戦略を描き、その実現に向け、担い手の育成や生産・販売対策などの取組を展開していくことが重要です。

さらに、農山村地域の実情を踏まえ、農地や森林をはじめとする地域資源の保全活動に主体的に取り組むことが重要です。

（４）農林漁業者の役割

条例は、農林漁業者の役割として、上記の農林漁業団体と同様の内容を規定しています（第5条第1項）。

農林水産業の持続的な発展を実現するためには、農林漁業者自らが主体的に創意工夫して経営改善に取り組むなど、自立・自走を基本に事業を行うことが重要です。

また、地域の関係者の合意形成により作成した地域計画等に基づき、担い手不足や遊休農地の増加などの地域が抱える課題を解決し、将来の農地利用のあるべき姿の実現に向けて主体的に取り組むとともに、地域住民、他産業の事業者等との連携や都市との交流活動に積極的に取り組んでいくことが重要です。

（５）農林水産業・農山村に関わる産業の事業者・団体の役割

条例は、食品産業その他の関連産業の事業者及び団体の役割について、「その事業活動等を行うに当たり、県産の農林水産物の利用の促進及び付加価値の創出に努めるとともに、基本理念の実現に取り組むものとする」と規定しています（第5条第2項）。

こうした役割を果たす上で、食品産業、木材産業、流通業、観光業などの農林水産業・農山村に関わる産業の事業者・団体には、農林水産物の生産現場や農山村が大消費地に近接する本県の環境をチャンスとして捉え、農林水産業・農山村の魅力を生かした商品・サービスの提供や事業運営を行うことが期待されます。

また、そのような事業を発展させることにより、地産地消や都市と農山村との交流の拡大、農林水産業・農山村の多面的機能の更なる発揮を通じて、県民全体に対する更なる社会貢献を行うことが期待されます。

あわせて、食品産業については、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」の中でも重要な役割を担うことから、農林水産物や食品の合理的な価格形成へ配慮し、持続的な供給を実現することが期待されます。

（６）県民の役割

条例は、県民の役割について、「自らの暮らしを通じて農林水産業の重要性を深く認識し、地産地消等に努めるとともに、農林漁業の体験その他の都市と農山村との地域間交流等を通じて、農林水産業及び農山村の有する多面的機能についての理解と関心を深めるものとする」と規定しています（第6条）。

こうした役割を果たす上で、県民には、本県の農林水産物・農山村の魅力に目を向け、

日々の生活の中で県産の食品を食べること、県産の花を飾ること、住まいに県産木材を取り入れること、農山村や森林を訪れて食やレジャーを楽しむことなどが期待されます。

また、こうした活動をきっかけにして、自らの命や暮らしを支える「食と農」の大切さや、県土や自然環境を保全し安らぎや潤いの場を提供する農林水産業・農山村の多様な役割等を認識すること、また、環境負荷低減の取組に関する情報を踏まえて県産農産物を選択するなどの行動変容等を通じて、食料の持続的な供給への寄与や、農林水産業・農山村を支えることが期待されます。

2 計画の実効性の確保

本計画の実効性を確保するため、県民の視点からニーズを的確にとらえ、時代の潮流を踏まえた取組や、農林漁業者や地域の主体性と創意工夫を発揮させる取組などの施策を実施していきます。

また、施策ごとに取組や指標の進捗状況を確認し、計画が掲げる将来像に沿ったものとなっているか評価を実施するとともに、評価を踏まえて更に効果的な取組への見直しを行うことにより、本計画の実現を確実なものとしていきます。

SDGs の目指す 17 ゴールと埼玉県農林水産業振興基本計画の施策

埼玉県農林水産業振興基本計画		SDGsの17ゴール
大柱	小柱	
1 基本的な考え方		
2 ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進	(1)生産、流通、販売等の体制の整備	2 飢餓、8 経済成長と雇用、10 不平等、15 陸上資源
	①農業の分野ごとの施策	2 飢餓
	②林業における施策	2 飢餓、15 陸上資源
	③水産業における施策	2 飢餓
	④農林水産物の流通の合理化・効率化	2 飢餓
	⑤農林水産物の需要拡大	2 飢餓、8 経済成長と雇用、15 陸上資源
	⑥多様な事業者との連携	2 飢餓、8 経済成長と雇用、10 不平等
	(2)地産地消の促進	2 飢餓、15 陸上資源
	(3)消費者の信頼確保	2 飢餓
	(4)先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の推進	2 飢餓、9 インノベーション等
3 インノベーションの促進	(2)重点的・計画的な試験研究の実施	2 飢餓、9 インノベーション等
4 優良農地の確保及び有効利用	(1)優良農地の確保	2 飢餓、11 持続可能な都市
	(2)農地の有効利用	2 飢餓、11 持続可能な都市
5 生産基盤の整備	(1)農業生産の基盤の整備	2 飢餓、11 持続可能な都市、13 気候変動、15 陸上資源
	(2)林業生産の基盤の整備	11 持続可能な都市、13 気候変動、15 陸上資源
6 経営力の向上と多様な担い手の育成及び確保	(1)農林漁業者の経営発展	2 飢餓、8 経済成長と雇用、11 持続可能な都市
	(2)新規就業の促進	2 飢餓、4 教育、8 経済成長と雇用
	(3)多様な担い手の育成	2 飢餓、5 ジェンダー、8 経済成長と雇用、10 不平等
7 災害等のリスクへの対応	(1)災害対策の推進	2 飢餓、11 持続可能な都市、13 気候変動
	(2)鳥獣及び特定外来生物による被害の防止	2 飢餓
	(3)伝染性疾病及び病害虫の発生の予防及びまん延の防止	2 飢餓
8 農山村振興と住民の多様な関わり創出	(1)農山村の振興	6 水・衛生、7 エネルギー、11 持続可能な都市、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動、15 陸上資源
	①農山村における生活環境の整備	6 水・衛生、11 持続可能な都市、15 陸上資源
	②地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	7 エネルギー、11 持続可能な都市、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動、15 陸上資源
	(2)県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進	4 教育、8 経済成長と雇用、11 持続可能な都市、15 陸上資源
	①都市と農山村との地域間交流の促進	8 経済成長と雇用、11 持続可能な都市
	②農林水産業に関する情報提供の推進及び学習機会の増大	4 教育、11 持続可能な都市
	③県民参加の森づくりの推進	11 持続可能な都市、15 陸上資源
	(3)都市農業の振興	2 飢餓、11 持続可能な都市
	(1)環境負荷低減の取組の促進と温室効果ガスの吸収・貯蔵機能の向上	2 飢餓、15 陸上資源
	(2)農業・農山村の多面的機能の発揮	11 持続可能な都市、15 陸上資源
9 環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮	(3)森林の公益的機能の発揮	6 水・衛生、11 持続可能な都市、15 陸上資源

※SDGsの17ゴールは以下のとおり。

- 「1 貧困」：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 「2 飢餓」：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 「3 保健」：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 「4 教育」：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 「5 ジェンダー」：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- 「6 水・衛生」：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 「7 エネルギー」：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 「8 経済成長と雇用」：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- 「9 インノベーション」：強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 「10 不平等」：各国内及び各国間の不平等を是正する
- 「11 持続可能な都市」：包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 「12 持続可能な消費と生産」：持続可能な生産消費形態を確保する
- 「13 気候変動」：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 「14 海洋資源」：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 「15 陸上資源」：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 「16 平和」：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 「17 実施手段」：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する